

木簡研究

第一四号

木簡研究

第一四号



木
簡
学
会

目次

卷頭言……………八 木 充……………i

一九九一年出土の木簡……………i

概 要	土 橋 誠 1	京都・木津川河床遺跡	橋本清一 50
凡 例	館野和己 7	大阪・大坂城跡	鈴木秀典 52
奈良・平城宮跡	館野和己 7	大阪・住友銅吹所跡	鈴木秀典 53
奈良・平城京左京二条一坊坊間路 西側溝	三好美穂 17	大阪・桑津遺跡	高橋 工 56
奈良・平城京東市跡推定地	前園実知雄 19	大阪・竜華寺跡	高萩千秋 59
奈良・唐招提寺	橋本義則 21	大阪・高槻城跡	鐘ヶ江 一 朗 61
奈良・藤原京跡	橋本義則 24	大阪・堺環濠都市遺跡	増田達彦 71
奈良・飛鳥池遺跡	橋本義則 29	兵庫・屏風遺跡	須藤 宏 72
奈良・四条遺跡	林部 均 33	兵庫・長田神社境内遺跡	佐伯 二 郎 74
京都・長岡京跡(1)	松崎 俊郎・清水 みき 36	兵庫・宅原遺跡	山 仲 進 75
京都・長岡京跡(2)	石尾 政 信 40	兵庫・袴狭遺跡(1)	大 平 茂 77
京都・長岡京跡(3)	誠・山本 輝雄 43	兵庫・袴狭遺跡(2) (巨坪井遺跡)	西 口 圭 介 81
京都・遠所遺跡	土 橋 誠 48	滋賀・光明寺遺跡	辻 広 志 84

滋賀・西河原森ノ内遺跡	辻	広志	87	石川・上荒屋遺跡	小西昌志	113
滋賀・西河原遺跡	辻	広志	89	新潟・山田郷内遺跡	田中靖	115
滋賀・湯ノ部遺跡	濱	修	92	鳥根・領城遺跡	金藥基	117
長野・石川糸里遺跡	臼居	直之	95	岡山・吉野口(狸山小)遺跡	草原孝典	118
群馬・内匠日向周地遺跡	津金澤	吉茂	98	広島・三田市遺跡	金近忠昭	120
福島・小茶戸遺跡	吉田	生哉	100	山口・長登銅山跡	池田善文	122
宮城・富沢遺跡	五十嵐	康洋	102	香川・空港跡地遺跡(第3工区)	木下晴一	126
宮城・多賀城跡	鈴木	拓也	104	福岡・雀居遺跡	下村智	128
宮城・円福寺遺跡	新野	一浩	108	長崎・興善町遺跡	永松実	130
宮城・田道町遺跡C地点	道夫・平川	南	110			

一九七七年以前出土の木簡(一四)

奈良・平城宮跡(第五〇五・五二六・三六三)	寺崎保広	133	大阪・郡家川西遺跡	鷺森浩幸	139
大阪・上田部遺跡	鷺森浩幸	136	富山・じょうべのま遺跡	柳木謙周	140
大阪・郡家今城遺跡	鷺森浩幸	138	富山・高瀬遺跡	柳木謙周	143

考古資料としての古代木簡.....山 中 章.....

八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡.....小 林 昌 二.....

木上と片岡.....岩 本 次 郎.....

下級国司の任用と交通——二条大路木簡を手がかりに——	鈴木景二	225
「敦煌漢簡」研究の現状と課題	吉村昌之	241

凡 例

- 一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。
 - 一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。
 - 一、釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「塵」等については正字体を使用し、異体字は「井」「井」「季」「林」等についてのみ使用した。
 - 一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。
 - 一、釈文に加えた符号は次の通りである（六頁第一回参照）。
 - 「**┌**」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。
 - 「**<**」 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。
 - 「**ミ**」 抹消された文字であるが、字面のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。
 - 穿孔のあることを示す。
- 抹消により判読困難なもの。

- 〇〇〇 欠損文字のうち字数の確認のできるもの。
 〇〇 欠損文字のうち字数が推定できるもの。
 〇 欠損文字のうち字数の数えられないもの。
 × 前後に文字のつづくことが内容上推定されるが、折損等により文字が失われているもの。
 《 異筆、追筆。
 》 合点。
 「 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。
 」 校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、本文に置き換えるべき文字を含む場合。
 『 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上上の要領で右傍に示した。
 [×] 筆者・編者が加えた注で疑問の残るもの。
 [] 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。
 マ、 同一木簡と推定されるが、折損等により直接つながらず、中間の文字が不明なもの。
 …… 組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行初につけたもの。
 * 図版に写真の掲載されているもの。
 一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し図名を()内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点を示す。

- 一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる(六頁第2図参照)。
 〇11型式 短冊型。
 〇15型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。
 〇16型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
 〇21型式 小形矩形のもの。
 〇22型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
 〇23型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方があり。
 〇24型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。
 〇25型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。
 〇26型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
 〇27型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
 〇28型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。
 〇29型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
 〇30型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
 〇31型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。
 〇32型式 削屑。
- 広島・草戸千軒町遺跡出土木簡の型式番号は、広島県草戸千軒

町達跡調査研究所「草戸千軒—木簡—」を参照されたい。なおその他の中・近世木簡については以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略したものもある。

以下軒上人等
行夜使仍注状故移

×位下財藏人安万呂
×行夜使仍注状故移

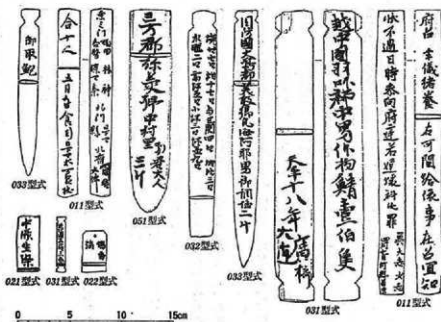
泉進上村十二条中 又八条×
附一条×

武藏国男妾郡余戸里大賈波一斗天平十八年十一月

請飯普加久 合人十人
史生二人 右依例所請如件

請飯藏部二人 舍人十七人
史生一人 右依例所請如件

第1図 木簡釈文の表記法



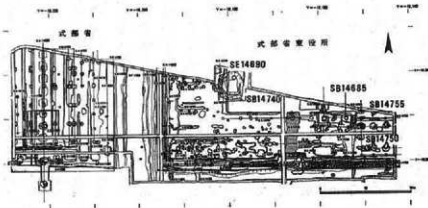
第2図 木簡の形態分類

奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 一九九一年(平)三月～八月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は平城宮南面の東門である壬生門を入った東側にあたり、宮東南隅に近く、東は第三二次補足、南は第一五五次、西は第一六五次と第二二〇次の各調査区にそれぞれ接し、北は近鉄の軌道敷に限られる。東隣の第三二次補足調査では、一三〇〇点弱にのぼる考課関係の木簡が出土している。壬生門の内側の東西に、式部省と兵部省が相対する形で配置されていたことは、平安宮「宮城図」から知られていたが、平城宮においても同様の配置をとることが、一九八九年以来の壬生門周辺地区の調査によって明らかになっている。本調査は式部省官衙の西南部を対象とした第二二〇次調査に引き続き、第二二次調査として、同官衙東南部と、その東側に位置する官衙の様相を明らかにすることを目的に行なったものである。

調査の結果、式部省に関わる遺構として、その東面及び南面を西する築地堀・礎石建ちの南北棟建物を検出した。後者は梁間二間(柱間九尺)・桁行五間(同一四尺)の身舎に、当初西庇(庇の出二尺)が付くが、後に東庇(同一〇尺)に作り替えられ、さらにその後これを建て替えて東へ伸ばしている(同一四尺)。第二二次調査では、この建物と南門をはさんで東西対称の位置にほぼ同規模の南北棟を検出している。これにより、式部省内は、今回検出の建物を東第二堂とするコ字形の建物配置をとることが判明した。ただしこれらの遺構は奈良時代中頃から後半にかけてのものであり、奈良時代初めにはこの



第二次朝堂院地区の南方地区は、南北棟建物の下層で検出した南北扉と南面大垣に先行する東西扉で大きく区画されていたが、その内部の建物遺構等はこれまでのところ検出されていない。

一方その東側では、式部省東築地塼の東を南北に走る道路(両側溝心々距離六・一m)をはさんで、官衙跡(式部省東役所)を検出した。そこは奈良時代初期には、掘立柱塼によって区画される一郭である。その規模は、発掘区外に伸びるため不明であるが、南北二〇m以上、東西は五〇m以上になる。南面には西端から約二九mの所に幅四・五mの出入り口を設ける。その内部では梁間二間(柱間八尺)・桁行二間以上(同八尺)の南北棟掘立柱建物S B一四六八五と井戸S E一四六九〇を検出した。

式部省地区に建物が造営される奈良時代中頃になると、掘立柱塼は築地塼に作り替えられる。南面築地塼が、第三二次補足調査で確認した築地塼の延長に当たるとすれば、この式部省東役所の東西長は全長八〇m以上になるが、その接続については、現存する本路のため調査できず、確認するに至っていない。区画内部では、前期の出入口の位置を踏襲した礎石建ちの棟門の北に、東西二九・一m、南北一〇m以上の東西棟建物の基礎S B一四七四〇がある。その掘には凝灰岩地覆石の痕跡が残るが、削平により建物規模は不明。南門から基礎までは、傘大かやや小さめの石を甲盛りに敷き詰めた幅約四・二m、長さ九mの歩道がある。

この区画内では、その後南縁部に鉾釘工房が営まれる。すなわち、南面築地塼西端に接した東西四間(約一三・五m)、南北一間(約四・五m)の建物内部を東西に三つに仕切り、それぞれに炬ないしは焼けた小穴、土坑が付属する。南門の東側にも炬や焼けた穴の跡が残るが、覆屋などは検出されていない。さらにその後、基礎建物を撤し、南門の東に梁間二間(柱間八尺)、桁行三間(同九尺)以上の身舎に南庇(庇の出五尺)が付く掘立柱東西棟建物S B一四七五〇、その北に柱筋を揃えて建つ掘立柱東西棟建物S B一四七五五(大部分が調査区外のため詳細不明)が造られるが、奈良時代末には廃絶する。

さて木簡は式部省東役所の、奈良時代前期の井戸跡S E一四六九〇から出土した。この井戸は後期の建物S B一四七四〇の基礎の下層で検出したもので、掘形は一辺約五mの方形で、深さ約二・二m。井戸枠は抜取られ、抜取り跡は崩壊のため、掘形とほぼ同規模まで広がっている。抜取り跡の堆積土は大きくは三層に分かれ、その最上層である黒灰色粘土層から大量の木簡が出土した。出土した状況からは、一括投棄されたものと見られる。木簡の総点数は四七九四点である。そのうち削片が四七〇五点と大半を占め、今後の整理作業で接続が判明すれば、点数はこれより減少すると見られる。その内容は後述するように、第三二次補足調査出土木簡と同じく、考課木簡等式部省に関わるものであり、その年紀が知られるものは天平元年と同三年である。また伴出遺物には瓦・土器類、へら・杓子・

箸・漆器匙・柳・刀子形・鏝形等の木製品があり、須恵器の杯には「式部省五口」と墨書したものがあつた。なお東役所の西を限る道路の東側溝からも、「式」曹」の墨書がある須恵器が出土している。なおこのほか、第二次朝堂院東第四堂の調査(第二二三号)で近世の井戸から木簡一点が出土したが、判読できない。

8 木簡の釈文・内容

井戸SE一四六九〇

(1) 「式部」^{〔省〕}

栗前宮麻呂

「右」^{〔右〕}

三人急々参向

(2) □ □ □ □

「参向 二月廿一日」

297×24×2 011

(3) 「別司」^{〔配〕}

大臣官

中務省

中官職

「日」^{〔他にも削り残りの墨痕あり〕}

左大舎

「一番考」^{〔目録〕}

以前 □ □ □ □ (140)×(70)×4 081*

(4) 「>掃部司選文」二卷」

75×17×4 032*

(5) 「>第九帙」^{〔十卷〕}

57×19×4 033*

(6) 「擬大領」

(92)×10×1 019

(7) ×□阿倍朝臣廣庭位分資×^{〔位〕}

(280)×25×16 065*

(8) 「大初位上秦掠人錢五百文」

127×(2)×8 081

(9) 无位一人

(31)×(7)×4 081

(10) 「聞懐」^{〔聞〕}

冀聞「聖母神皇集」

(120)×(20)×1 081

(11) □式部省解

091

(12) □^{〔神紙〕}官神部□位片同連□□

091

(13) □中等 神祇官□□^{〔能〕}

091

(14) 太政

091

(15) 中務省内□^{〔舎〕}

081

- (28) 中等 雅楽寮使部 100
- (27) 楽 雅楽 典 木工 20
- (26) 解部力 100
- (25) 治部省 100
- (24) 散位寮 100
- (23) 音博士 100
- (22) 内 采力 80
- (21) 匠力 寮 80
- (20) 図書 100
- (19) 右大舎 人 100
- (18) 中官職命人 无位 100
- (17) 監物史生少初 80
- (16) 内舎人 大伴宿 80

- (42) 寮 采力 100
- (41) 殿部力 位下車持君百足 近江國 100
- (40) 主殿寮 100
- (39) 中等 大吹力 100
- (38) 大炊寮 100
- (37) 上等木工寮工 100
- (36) 大膳力 100
- (35) 大藏省伴 100
- (34) 大藏省藏部 100
- (33) 歌力 司 100
- (32) 造兵司 100
- (31) 民部 100
- (30) 女 辨力 100
- (29) 雅楽寮歌 100

- (54) 三考播磨国□□使從□□
〔按麻〕〔四〕
- (53) 飛騨国史生□
- (52) 造□□
〔難波宮〕
- (51) □難波宮司工
- (50) 撫使判□□
〔官〕
- (49) 造宮省工部少初位
- (48) 右馬寮馬部□
- (47) 右兵衛□
- (46) 園池司
〔内膳司〕
- (45) □□
□□□□
〔内膳司〕 上日五十
- (44) 中等正親□
- (43) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (39) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (38) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (37) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (36) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (35) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (34) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (33) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (32) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (31) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (30) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (29) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (28) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (27) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (26) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (25) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (24) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (23) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (22) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (21) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (20) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (19) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (18) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (17) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (16) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (15) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (14) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (13) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (12) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (11) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (10) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (9) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (8) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (7) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (6) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (5) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (4) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (3) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (2) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (1) 〔医〕
〔博士〕
〔凡凡田田〕
〔凡凡田田〕
- (66) □□□□
大倭国添上郡
- (65) □□喜郡人
- (64) 山背国爱宕郡
- (63) □□
〔編〕
右京□
- (62) □秀年曆□
〔八〕
右京人□五考
- (61) □故一品吉備内親王宮
- (60) □□
〔新〕
田部親王宮藏司主典任□
- (59) 一品舍人親
- (58) 『今无□
〔故少〕
不上』藤孫
- (57) □位統勞從八位□
〔藤〕
〔上少〕
- (56) □□
〔阿波〕
〔博〕
□□
〔國〕
〔博〕
- (55) □考淡路□
〔國〕

1991年出土の木簡

(91)	五中上 善六	901	(105)	年册 ^(x册) □ 天平三年五月	901
(92)	四中上 善六	901	(106)	修理蓋瓦倉一間	901
(93)	五二中中	901	(107)	注連五十二枝 聚五十四枝	901
(94)	最四	901	(108)	土居桁	901
(95)	小心謹卓執当幹	901	(109)	廬 ^(廬) □	901
(96)	□ 供承得 ^(併)	901	(110)	卅七枝 窓 ^(間) □ 卅八枝	901
(97)	五上等	901	(111)	□ 大斗百村 □ 小斗五十四	901
(98)	中等	901	(112)	□ ^(釘) □ 一千二百九十四隻 蟹目釘四百五十隻	901
(99)	□ 勞 ^(統) □ 罪	901	(113)	迎覆二蓋	901
(100)	□ 死 ^(罪) □ 罪	901	(114)	□ 知金銀銅錫裁 ^(裁)	901
(101)	勅進一階 ^(敬) □	901	(115)	銀鉢四口 銀壺十口 □	901
(102)	□ 依 ^(依) □ 考不足 ^(除選) □	901	(116)	選中造物 障子籠 ^(卅七段) □ □ □	901
(103)	廿七日遺親父喪解	901			
(104)	天平元年八月五	901			

(3)の下端は二次的切断である。左右両辺とも割れている。もとは別の墨書があったものを、表面を削って再利用したものであり、削り残りの墨書が残る。考目録は延喜式部式考問条によれば、考文をもとに式部省で二月三〇日以前に、選目録とともに作成され、翌年二月一日に太政官に送られた。同条にはまた考・選の別記を作ることもみえる。式条に見える考目録は紙の文書であるので、本木簡自体は考目録ではない。「一番」とあり、太政官以下職員令に見える官司の順に官司名が書かれていることからすると、別記や考目録の作成にあたっての作業分担を示す役割を持つものかともみられる。式条には「考番史生」「選番史生」の語もみえ、これらの作業は番を作ってなされたと考えられる。

(4)は掃部司の選文に付けられていた付札であるが、延喜太政官式諸司殿内考文条等によれば、諸司の長上官の考文と選文は、一〇月一日に升官に集められ、弁官は目録を作り太政官に申上し、そこから文官のものは式部省に、武官のものは兵部省に下すことになっていた。また番上官の考選文は一〇月二日に省に集められた。この掃部司の選文もこうして式部省に届いたものであろう。(7)はもとほは短冊形の木簡の側面に穴を貫通させている〇一五型式であったものを、先をとがらせ別の用途に用いたものである。阿倍朝臣広庭は神龜四年(七二七)一〇月に従三位で中納言となり(『続日本紀』同月甲戌条、以下、日付のみを記すのはすべて本書、天平元年(七二九)八月、

光明子が皇后になった際には、勅を宣している(同月壬午条)。(10)に見える「聖母神皇」は開天武后の尊号である。「日本国見在書目録」(惣集志)に「聖母神皇垂拱後集」「聖母集」がみえる。(21)の「寮」が内匠寮であるなら、それは神龜五年七月二日に新設された、中務省被管の令外官である。

(43)中に見える「医博士(土)」選医師は大宝医疾令の令文の一部である可能性がある。養老医疾令は「令義解」「令集解」とも欠失しているが、『政事要略』などにより条文が復原されている。その医博士条の復原条文は「医博士、取匠人内法術優長者為之、按摩呪禁博士亦准此」というものである。しかるに平城宮跡出土木簡中に、同条を習書したものがあり(『平城宮木簡』三二九二五、それによれば上記条文中の「医博士」「内法術優」「呪禁博士亦准此」の部分は習書にもあり、同文である。しかし「取匠人」に相当する部分は習書では「選医師」に復原でき、養老令とは異なることから、それは大宝医疾令の条文であろうとみられている。今回出土した木簡も当該箇所がそれと同じ語句であり、大宝令を書き写したものと判断できるであろう。

(50)「攝使」は鎮撫使であろう。天平三年一月に畿内惣管とともに諸道鎮撫使が置かれている。鎮撫使の下には判官一人、主典一人が属した(同月丁卯条・葵園条)。(51)(52)「造難波宮使」については、神龜三年一〇月に式部卿従三位藤原朝臣宇合の知造難波宮事

任命が見え(同月庚午巻)、同四年二月には、「造難波宮羅民、免課役并房養舊」とあり(同月壬子巻)、難波宮の造宮が進んでいたことがわかる。その後天平四年九月に正五位下石川朝臣牧夫を造難波宮長官に任命し(同月乙巳巻)、また同六年三月の難波宮行幸時に、造難波宮司の官人に禄を賜っている(同月丁丑巻)。(54)播磨国按察使で天平元年前後で名前の知られる人としては、養老五年(七十二)六月に任じられた従四位上百済王南典がいる(同月辛丑巻)。

(59)から(61)には親王・内親王の名が見えるが、いずれもおそらくその家政機関の官人の考課に関わるものであろう。(59)舍人親王は、養老二年正月一品に叙せられ(同月庚子巻)、翌年一〇月には(60)に見える新田部親王と共に、宗室の年長として皇太子首皇子の輔佐を命じられた(同月辛丑巻)。同四年八月知太政官事に就任(同月甲申巻)、天平元年八月には光明立后の勳を宣した(同月壬午巻)。

(60)には新田部親王の宮の蔵司が見える。親王は神亀元年二月親武即位時に一品に叙せられ(同月甲午巻、同五年七月乙卯巻にも一品蔵位記事がある)、同六年二月の長屋王の変の際には、舍人親王と共に王邸に出向き糾問にあたった(天平元年二月壬申巻)。蔵司は後宮に同名の官司があるが、これは親王の宮に属する機関を示すものとして興味深い。なお右の二人の親王は、共に天平七年に死去している。また(61)には故吉備内親王と記されているが、内親王が長屋王の変で自害した後、「其家令候内等並従放免」(天平元年二月甲戌巻)という

措置が取られた。この木簡は彼女の家令、あるいは帳内の考課木簡の削屑であろう。そうであるなら天平元年のものと考えられよう。

(89)(90)に見える「能」は、考課令内外官条中に「応考者、皆具録一年功過行能、並集対読」とある能のこと。義解は「才芸為能」、集解所引の古記は「能、謂書算射騎之類、此二者(行能)无預考」とする。正倉院文書中の大宝令制下の陰陽寮の考文とみられるものには、例えば中上を獲得した正七位上行陰陽師高金蔵について上日敷・善・最とともに能として、太一 通甲 天文 六壬式 算術 相地」をあげる『大日本古文书』二四卷五五二―五五四頁「官人考試條」、野村忠夫『律令官人制の研究』。

考課の結果を記した木簡からすると、長上官・番上官両方のものが含まれている。(95)は考課令分番条に見える番上官の上等の理由「小心謹卓、執当幹了」、(96)は同じく中等の「番上無違、供承得濟」を記したものである。また(77)や(85)(86)の上日敷や、(91)(92)(93)のように複数の考課結果を記したものの、さらに(102)や(116)など選に関わるものがあることからすると、ある年の考課に関わるだけでなく、成選に関係する木簡もあることがわかる。これは第三次補足調査出土木簡と同じ傾向である。(10)の天平元年八月五日は天平改元の当日の日付である。

(106)以下は建築部材や鉢・壺の個数を数えたものなどで、(105)までの木簡といささか内容を異にする。(116)に「選中遺物」とあるよ

うに、考・選中行事を記したものが含まれているかもしれない。

このように今回出土の木簡を見てくると、年紀のあるものは天平元年(146)と同三年(148)であるが、その他のものも年代をある程度絞れるものは、ほぼその頃のものと同断できる。記載内容からは(50)鎮撫使木簡の天平三年一月以降というのが、最も新しい。また舍人・新田部親王の没年からすると、天平七年以前というのが、木簡群の時期の下限として一つの目安にならう。そして削屑ということからすれば、木簡が不要になり再利用のため表面を削られてから、捨てられるまで長い期間があったとは考えられない。また出土したのが溝ではなく、掘立柱葬で囲まれた一郭内の井戸跡であるから、遠くから削屑をここに捨てに来たとは考えがたい。おそらく井戸のあった式部省東役所で生じた削屑が、そう期間を置かず、井戸の抜き取り跡に捨てられたものであろう。したがって木簡は天平三年一月からそう遠くない時期の一括投棄と考えられる。

第三二次補足調査では、その多くの木簡は南面大垣の北を流れる東西溝SD四一〇〇から出土し、その年紀は神龜五年から宝龜元年(770)に及ぶが、神龜年間ものは発掘区の西端からのみ出土した。この結果から奈良時代前半においても、この近辺に式部省の存在が推定されたわけであるが、今回の木簡出土はそれを裏付けるものとなった。平安宮「宮城園」によると、式部省東役所の位置に相当する、式部省司の東隣には式町・式部省厨が所在する。式部省

地区では、当該時期の官衙遺構を検出できていないが、その東隣で天平年間の式部省関係木簡が出土したことは、その時期の式部省東役所が式部省本体ないしはそれに付属する官衙であったことを物語るものである。そして同役所の占地が奈良時代前半と、式部省官衙建物を検出した奈良時代後半で変わらないこと、その内部の前半における建物遺構の配置が疎であることは、おそらく東役所が奈良時代前半においても、式部省本体ではなく、それに付属する官衙であったことを示すものであろう。したがってその時期の式部省本体は、未検出ではあるが、式部省東第二堂の下層で検出した南北掘立柱葬と、南面大垣に先行する東西掘立柱葬で区画された中に位置したのではなからうか。そうであるなら、平安宮「宮城園」の式部省の位置は奈良時代前半にまで遡ることになり、第二次朝堂院の性格をめぐる論議にも一石を投じることになる。なお奈良時代中頃以降の式部省東役所も、大規模な基壇を有する建物や鍔銅遺構の存在など、一概に式部省の付属施設とみなしがたい点もあり、今後課題を残している。

9 関係文獻

奈良国立文化財研究所『一九九一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九二年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二六(一九九二年)

(熊野和巳)



(奈良)

最上層の堀土の下は大きく幅3m、深さ0.7mで、

- 1 所在地 奈良市二条大路南二丁目
- 2 調査期間 一九九一年(平成3)一〇月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
店舗建設に先立ち、左京二条二坊五坪の東辺を限る東二坊坊間路西側溝を平城宮第二三—三次調査として調査したものである。

奈良・平城京左京二条二坊坊間路西側溝

は三層の堆積層に分かれる。木簡四八点(うち兩層が五息)がこの溝の各層から出土した。上層からは宝亀年間(七七〇~七八二)、下層からは里制及び郷里制下の木簡が出土した。

8 木簡の釈文・内容

左京二条二坊坊間路西側溝SD五〇一一

- (1) ・「宿直粟伊」
・「直奈長人」(物)
・「直佐伯若」
(113) × 29 × 3 019
- (2) ・「薄銀卅四斤調物」
・「宝亀」(四年)料
<>
<>
149 × 22 × 1 021
- (3) 「答志郡伊稚郷」
(100) × 24 × 2 029
- (4) 「安房国安房郡廣瀨郷沙田里神麻部」
(172) × 22 × 6 029
- (5) 「伊予郡石田里」(廣部臣)
123 × 21 × 3 023
- (6) 柿本朝臣
(145) × 28 × 5 019
- (7) 宇尔一籠 □
(111) × (9) × 3 021

この溝からは、これまでに宿直と記した木簡や初札木簡が出土

している〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕二二三。④郷里制下の安房国からの荷札木簡は、左京二条二坊五坪の南で近年大量に出土した二条大路木簡にも多く含まれ、いずれも調製のものである〔同〕二二・二四。その中には安房郡廣瀬郷沙田里からの荷札も存する〔同〕二二。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『一九九一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九二年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二六(一九九二年)

(籠野和巳)

木簡研究 送料変更のお知らせ

一冊	五〇〇円	二冊	六〇〇円
三冊	七〇〇円	四冊	八〇〇円
五〜一〇冊	一五〇〇円		
一一〜二〇冊	二〇〇〇円		

なお、『木簡研究』の在庫状況と頒価は次の通りです。

一〜三号	売切	四〜六号	各三五〇〇円
七〜二二号	各三八〇〇円	二三号	四三〇〇円

※個人購入の場合は代金前納です。代金・送料を郵便振替で

京都〇一五二七 木簡学会

までお送り下さい。

奈良・平城京東市跡推定地

- 1 所在地 奈良市杏町（奈良市）
- 2 調査期間 一九九一年（平三）一〇月～二月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 三好美穂
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の時代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



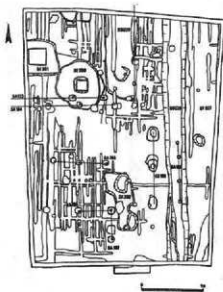
（概）井

一九八一年度から開始した平城京東市跡の範囲確認調査も一年目を迎え、調査回数も第一二次となった。今回の調査地は、平城京の条坊では、左京八条三坊五・六・十一・十二坪に比定される東市跡の北西坪、六坪にあたる。この調査で検出した主な遺構は、市域推定地内の中央を南北に通る東三坊坊間路の一部とその西側溝、築地痕跡、門、掘立柱塔五条、井戸二基、

土坑などである。門及び東三坊坊間路を検出したことにより、平安京の市と同様に、市域推定地内は道跡で一坪ごとに区画されていた可能性が高くなったといえる。

木簡が出土したのは、六坪内で検出した井戸S E二〇〇からである。東西四m、南北四mの平面楕円形の掘形をもつ井戸で、検出面からの深さ三・二mを測る。二段掘りされた掘形内に井籠組の井戸枠が据えられていた。井籠組の板材は、長さ約一〇〇cm、幅一六一四〇cm、厚さ二一五cmで、目違納で組まれた内法は一辺九四cmである。底から九段分が残存していた。

木簡五点は、奈良時代後半の特徴をもつ土師器・須恵器を始め、墨書土器・木屐・漆器皿・横御・斎串とともに出土した。墨書土器



検出遺構平面図

は全部で二九点出土し、その内訳は「小」字様のもの二四点、「細」
二点、「八番」「袖」がそれぞれ一点ずつ、不明一点である。

井戸SE二〇〇から多量の遺物とともに墨書土器や木簡などの文
字資料が出土したことは、遺跡の性格を考えるにあたり重要な手が
かりとなるだろう。

8 木簡の釈文・内容

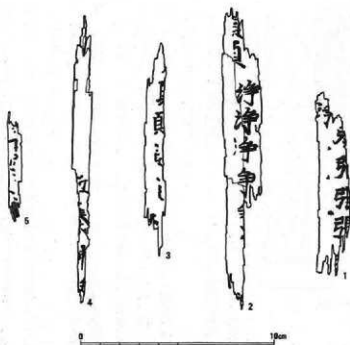
- | | | |
|-----|--|-----|
| (1) | <input type="checkbox"/> [張張々]
<input type="checkbox"/> [張張]
<input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> [張々] | 831 |
| (2) | <input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> 淨淨淨争
<input type="checkbox"/> [争々]
<input type="checkbox"/> | 831 |
| (3) | <input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> [張々] | 831 |
| (4) | <input type="checkbox"/> 秦
<input type="checkbox"/> | 831 |
| (5) | <input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> [張々]
<input type="checkbox"/> [張々] | 831 |

(1) (3)は習書木簡の削屑である。これらは筆跡などから同じ木簡
の削屑である可能性が考えられる。(2)の左側第一、二字、および(3)
の第二、三字は「頁」(おおがい)が読みとれるが、偏の有無は不明
である。(4)(5)も削屑である。それぞれ四字分、五字分の字数が確認
できるが、内容等は不明である。

9 関係文献

奈良市教育委員会「平成京東市跡推定地の調査X―第12次発掘調
査概報―」(一九九一年)

(三好美穂)





(奈良・板井)

の北半部に集中したが、トレンチが一・二×二・〇m というきわめて狭い幅であることから、検出した遺構の性格を充分把握することはできなかつた。防災工事が広範囲にわたるため、1 東室東区、2 宝蔵北区、3 食堂東区、4 西室南区、5

奈良・唐招提寺

- 1 所在地 奈良市五条町
- 2 調査期間 一九九一年(平成)七月～二月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 前園実知雄・土橋理子・平松良雄
- 5 遺跡の種類 邸宅・寺院跡
- 6 遺跡の年代 八世紀～現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は、唐招提寺が一九八八年度から行なっている防災工事に伴う事前調査で、第四次にあたる。今回の調査区は、境内主要伽藍

西室西区、6 講堂西・北区、7 本坊南区の小地区に区分して調査を進めた。発掘したトレンチの総延長は四〇二m、面積は六四二㎡である。

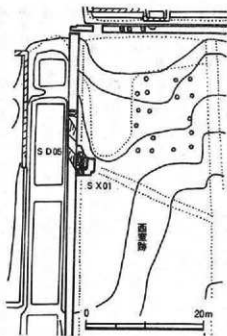
検出した遺構は、唐招提寺創建以前、唐招提寺創建時、中世以降の三時期に大別できる。その中で唐招提寺創建以前の前身遺構と、創建時の主な遺構について述べておく。

まず前身遺構では、1区で東西方向の溝二条を検出した。S D〇一は幅一・三mで、北側石には凝灰岩切石を使用、南側石には自然石を使用している。深さは現状では約二〇cmである。S D〇二はS D〇一の南一・二mのところに平行して走る幅六〇cmの東西方向の溝である。北側に平瓦をたててならべている。これら二条の溝は、講堂地下、東室地下でそれぞれの解体修理に伴って検出されている溝と一連の遺構で、新田部親王邸にかかわる可能性が強い。4区の西端近くで、幅八〇cmで南西方向から北東方向に流路をもつ溝S D〇四を検出した。溝中に径一〇cm、長さ七五cmの円筒形の土管を埋設している。調査区内では三本を確認した。この土管の胎土・焼成が創建前の瓦六〇一二型と酷似していることなどから、前身遺構に関連するものとみてよからう。

創建時の遺構としては、まず1区から2区にかけて広がる円形の池状遺構S K〇一があげられる。直径約一〇m、深さは約一・五mで、底には粘土層が堆積している。瓦を多量に含むが、鎌倉時代後

半に埋まっている。4区の東端近くでは金堂東回廊西部落落とみられる幅五〇cmの南北溝S D〇七を検出し、さらに西一四mのところ幅八〇cm、深さ二〇cmの南北溝S D〇三を検出した。S D〇三からは三彩瓦片、緑釉陶器片が多量に出土している。遺物は奈良時代中葉前後から後半の時期のものを含むため、創建時には機能していた溝とみてよい。5区の北端近く、開山堂跡の西では北西から南東方向に流路をもつ上部幅約二・五m、下部幅約一m、深さ約五〇cmの溝S D〇五を検出した。この溝は横板と枕で護岸されている。下層は暗灰色砂層で、木簡、墨書土器片のほか、多量の土師器、須恵器片が出土した。このS D〇五を東に若干拡張したところ、溝を埋めてその上に築いた幅五〇cmの南北方向の石溝S D〇六と、それを後に利用した幅六〇cmの築地溝S X〇一を検出した。S D〇六はS D〇五が埋められた直後の平安前期、S X〇一は中世以降の遺構と考えられる。S D〇六はその位置からみて、西室創建時の遺構の可能性が高い。

遺物は多量の瓦類のほか、土師器・須恵器・瓦質土器・陶器・瓦器・緑釉陶器・木簡・土馬片・円筒埴輪片等が出土している。主な遺物として、まず瓦は軒丸瓦六六点(一型式一三種)、軒平瓦六四点(一六型式)、鬼瓦一点、三彩平瓦一〇点をあげることができる。緑釉陶器は香炉蓋、碗がそれぞれ一点、碗・杯片が二〇点余出土している。墨書土器には「招提寺」(須恵器皿片)、「招提/佛佛…」



木簡出土位置 (S D05)

「杯片」、「招提寺」(杯片)、「寺」(杯片)、「大衆」(杯片)などがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・二月五日 (薄力) X

法計計 X

・正月一日

三

四 X

180 5 × (80) × (25)



(1)

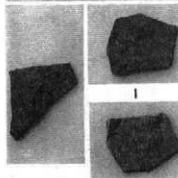
(3) □ □ 福観 ×
 □ □ 国 □ □ 郡
 (裏)
 □ □ 郡 王 主 □

(10) × 13 × 30 801

(12) × 17 × 6 809

四点出土しているが判読可能なのは三点である。その中で(3)は真
 進物付札で、国・郡の記載がみられることから、郷里制から郷
 制に切り換えられた天平十二年(七四〇)以後の木簡とみられる。新
 田部親王は天平七年(七三五)に没していることから、この木簡は親
 王没後のものとなる。S D O五の同一層内には、奈良時代後半の遺
 物も含まれており、唐招提寺造営にかかわる木簡の可能性もある
 が、一九六九年の講堂解体修理に伴う調査で出土した天平一五年
 (七四三)の木簡(『木簡研究』△)とともに、新田部親王邸から唐招提
 寺への移行期の状況を知る手がかりとなる木簡といえよう。
 なお釈読については和田翠氏のご教示を得た。

(前園実知雄)



(表)

(裏)

木簡研究 第四号

巻頭言——木簡保存法の思い出——

坪井清足

一九八一年出土の木簡

概要 平城宮跡 奈良女子大学構内遺跡 法隆寺 藤原宮跡
長岡京跡 三条西殿跡 鳥羽離宮跡 若江遺跡 佐堂遺跡
大阪城三の丸(大手口)遺跡 小曾根遺跡 尾張国府跡 下
津城跡 坂尻遺跡 小川城跡 恒川遺跡 三ツ寺遺跡 下
野田府跡 多賀城跡 郡山遺跡 胆沢城跡 道伝遺跡 笹原
遺跡 明成寺遺跡 安田遺跡 大森鐘島遺跡 高堂遺跡 漆
町遺跡(C地区) 南吉田葛山遺跡 百間川遺跡群(原尾島
遺跡) 草戸千軒町遺跡 道照遺跡 長門国分寺跡 野田地
区遺跡 湯川神社境内遺跡 大宰府跡(大楠地区) 九州大
学(筑紫地区) 構内遺跡 長野遺跡 辻田西遺跡
一九七七年以前出土の木簡(四)

平城宮跡(第二二次南・第二七次・第二八次・第二九次)

呪符木簡の系譜

木簡と上代文学——木简物付札をめぐって——

和田 萃

「津紙文書」出土概要

小谷博泰
佐藤宗諱

巻報

頒価 三五〇〇円 千五〇〇円

木簡研究 第五号

巻頭言——木簡史の研究について——

関 晃

一九八二年出土の木簡

- 概要 平城宮・京跡 平城京二条大路・左京二条二坊十二坪 白毫寺遺跡 藤原宮跡 山田寺跡 阿部六ノ坪遺跡 長岡京跡(1)
- 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 長岡京跡(4) 仁和寺南院跡 大坂城跡
- 梶子遺跡 道場田遺跡 野畑遺跡 穴太遺跡 下野国府跡 下野国府跡寄居地区遺跡 長原東遺跡 多賀城跡 弘田橋跡 日野川朝宮橋下流 桜町遺跡 出合遺跡 辻井遺跡 助三畑遺跡 扇脊堀の内遺跡 草戸千軒町遺跡 田村遺跡 高畑庵寺 藤田遺跡
- 一九七七年以前出土の木簡(五)
- 藤原宮跡

字訓史資料としての平城宮木簡

——古事記の用字法との比較を方法として——

平城宮出土の衛土関係木簡について
木簡とコンピュータ

小林	芳規
鬼頭	清明
田中	琢
水藤	真

彙報

頒価 三五〇〇円 千五〇〇円

埋蔵文化財写真技術研究会編

『埋蔵文化財写真研究』 第三号

文化財写真の研究、技術、情報など、写真を撮る人だけでなく、写真を使って報告書を作る人、これを読んで情報を得る人まで、文化財調査に関わる人々に必携のマニュアル書。年刊で現在三号まで刊行されている（第一号は品切）。

B5判 カラー 図版多数 一七〇頁

定価三〇〇〇円 送料四冊まで五〇〇円・五冊以上無料

申込先・〒六三〇 奈良市二条町二一九一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 佃 幹雄 宛

TEL 〇七四二一三四一三九三一

郵便振替 京都五一九九三〇 埋蔵文化財写真技術研究会



(京都西南部)

京都・長岡京跡 (3)

- 1 所在地 一 京都府長岡京市神足芝木、二 今里更ノ町
- 2 調査期間 一 一九九一年(平3)四月～七月、二 一九九二年一月～四月
- 3 発掘機関 勸長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 一 岩崎 誠、二 山本輝雄
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四～七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 一 左京六条一坊十町(左京第二六九次調査)

調査地は、長岡京六条条間小路に北接した東一坊坊間大路よりの宅地推定地である。木簡は、その宅地の南辺近くから検出した井戸SE二六九一七(木簡①②)と、宅地内溝SD二六九〇九(木簡③)から出土し、(1)(2)は井戸の埋土の中層から出土した。井戸から伴出した遺物には、須恵器や土器類(食器類や貯蔵・煮湯用)のほか、曲物・斎串・箸・槍頭などがある。また(3)の共存遺物には、和同開珎・万年通宝や鉄製鎌先のほか、「得万呂」「万呂」「麻口」や記号等の墨書土器などがあり、他の同時期の遺構からは、和同開珎・万年通宝・神功開宝、金属製帯飾り(九刺)などが出土している。

二 右京二条二坊十一町(右京第三八六次調査)

調査地は、阪急西向日駅の西方約九〇mに位置する水田で、長岡京の条坊復原によれば右京二条二坊十一町の西南部に相当する。調査面積は約五三三㎡である。付近には、弥生時代から古墳時代の集落跡として著名な今里遺跡や、奈良時代の官衙(乙訓園)に比定されている更ノ町遺跡が存在する。地形的には、小畑川が形成した標高二・八m前後の氾濫原上に立地しており、北東には小畑川が南流し、また南側には坂川が暗渠となって東流している。

調査の結果、弥生時代、古墳時代、奈良時代、長岡京期の大きく四時期に区分される遺構・遺物を検出し、長岡京の様相はもとより今里遺跡の範囲が当地にまで拡大していることを確認できた。この



- (3) □ 石寸史□万呂取× (282)×(11)×5 ㎜
- (1)は表裏に墨書がみられるが、縦に半截されており、文字の解読は困難である。上端は刀子により切り目を両面から施して折られており、下端は刀子により斜めに切り落とされている。
- (2)は目の曲物底板を幅2cmに加工して転用したもので、表裏に細い直線的な切傷もあり、木簡として用いられる以前にまな板として使われていた形跡もある。文字は薄くかすれた状態で、赤外線テレビでしか観察できない。以上の(1)(2)ともに、文意や用途は明らかでない。
- (3)は中央に何らかの文章があり、その最後の一字と、その下の割書の右の文字列の半分が読み取れる。木簡の上下と左約半分は欠損している。石寸姓については、延暦二年(七八三)の「伊勢国計会帳」に伊勢国鈴鹿郡散事石寸部豊足、養老五年(七二二)の「下総国

葛飾郡大嶋郷戸籍」に石寸部比米都買、『新撰姓氏録』逸文には石寸村主がみえるが、史姓の石寸氏は未見である。

二 右京一条二坊十一町

- (1) 麻津郷 庸米五斗
戸主尾津公大足戸三斗
 戸主尾津公大成戸一斗
 戸主三川直弓足戸一斗

延暦十年九月廿六日

270×15×4 001

- (2) 「考所請。販卷升 八月廿六日案主楊守嶋」×

(281)×12×4 019

- (3) 「考所黒販卷升 九月五日案主楊守嶋」

270×12×4 011

- (4) 「○廿□□□□」

(176)×9×4 019

- (5) 「V□□□□V」

85×15×4 031

- (6) 「(正)□□□□(正) 家人子人調三斗」

(124)×12×4 009

- (1)？(4)は土坑SK三八六〇三、(5)は溝SD三八六〇二、(6)は溝S三八六二一から出土した。

(1)は庸米の買進物付札の完形品で、形態は長方形をした板目材の下端を尖らせたものである。墨痕は比較的明瞭で、表面には庸米の

斗量と三人の貢進者名が、裏面には年月日が記されている。俵詰めして貢進された唐米は術士・仕丁・采女・女丁などの食糧に充てるほか、余分を役民の雇直及び食糧に用いることが規定されている（『賦役令詳集』）。唐米一俵の斗量は、平城宮木簡などの例によれば五斗、五斗八升、六斗の三種類が知られており、また二人の貢進者名とその量を記す場合、それらを合せた荷物にしている例の多いことが狩野久氏によって指摘されている（『唐木簡について』、『木簡研究』三）。本木簡においては、三人の貢進者名と各々の貢輸量三斗、一斗、一斗を合せた五斗になっている。

麻津郷は、『和名類聚抄』によると参河国額田郡の所管になっており、『延喜式』でも参河国は唐米の輸貫国になっていることが知られる。尾津公氏は、正倉院文書（舟葉古文書）に尾津君阿久多と荒鷹の名がみえ、同名が参河国額田郡麻津郷を本拠地としていることは、本木簡と共通するだけに興味深い。三川直氏は国名を冠する氏族であるが、詳細は不明である。

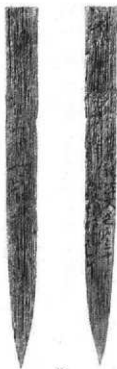
(2)(3)は、ともに短冊形を呈する版の請求文書であり、(3)がほぼ完形であるのに対して、(2)は下端部を失っている。これらは、幅、厚さともほぼ同じ寸法の柃目材を使用しており、端部も刀子で削り込んで調整している。また、文字の方向を逆にして重ねると、同じ所に径約五mm大の穿孔があり、この孔は木簡を束ねて紐綴じするためのものと考えられる。墨痕は全体に不鮮明であるが、書式は(2)が

「考所十請十版卷升十日付十署名」、(3)が「考所十黒版卷升十日付十署名」と若干異なる。この「守嶋」は本文とは異筆と推察できるから自署であろう。ともに請求量と日付の間に文字が認められるものの、(3)の判読できない三文字は被給者名ないしその職掌が記されているものと考えられ、「黒」は黒版の注記であろう。

長岡京の太政官野家跡においても考所からの請版木簡が二点出土しており、今泉隆雄氏はその考所を太政官の考課事務を処理する所と推定されている（『長岡京木簡』）。さらに、正倉院文書によれば、造東大寺司に「考文所」が設置されていたことが知られており（『大日本古文書』八巻六七頁、十一巻三三二～三三三・五二二頁など）、これらの点を考慮すれば、(2)(3)は某官司の考課事務に従事した役人などの食事を請求したものと理解できる。ただし、考所の所属する官司名は特定できない。署名者の楊守嶋は渡来系の氏族で、案主とあるから考所の実務を担当した下級官人であろう。いずれにしても、長岡京では太政官以外の官司にも考文作成などに関わる考所が設置されていた可能性を示唆するものとして注目されよう。

(4)は、短冊形をした板目材の木簡で、上端中央に径約二mm大の穿孔がある。墨痕は不明瞭で、「廿」以外は断定しがたい。

(5)は、柃目材の上下両端に切り込みを入れた小形の物品付札と考えられる。下端は水平であるが、上端は左上から右下へ斜めに切断されており、裏面の上部は別離している。切り込みはV字状に施さ



(1)

れ、切り込み部分には紐などを巻きつけた痕跡がある。表面には墨痕が認められたが、残念ながら判読できない。

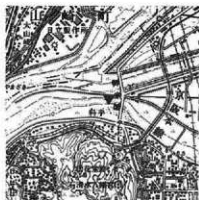
(6)は上半部を欠失しているが、上下両端に切り込みを入れたと考えられる調の付札である。切り込みは台形状に施されており、両側辺は直線ではなくて弓なりに湾曲する特徴がある。二行に記された墨書は全体に不鮮明で、別離により文字の欠落しているところがある。このため、書式の詳細は不明だが、郡名以下を割り書きしたものと考えられ、欠失部分に国郡名が記されているものと推察できる。また、調の物品名は記されていないもの、三斗とあるから塩であることはまちがいないであろう。

貫進者は、戸主名と戸口名を記している。前者は氏姓名を確定できないが、後者は三家人子人であろう。三家人氏は、若狭国の遠敷郡や三方郡に分布の中心があることが平城宮木簡などから知られ、若狭国の調塩は「延喜式」にもみえる。さらに、側辺が湾曲すると

いう形態的特徴などから、この木簡は若狭国のものと断定できる。なお、木簡の釈読にあたっては、京都産業大学の井上満郎氏のご協力により赤外線テレビを使用して確認し、京都大学の鎌田元一、向日市文化資料館の清水みき、轉京都府埋蔵文化財調査研究センターの土橋誠の各氏から多大なご教示を得た。

(二) 岩崎 誠、二山本輝雄

京都・木津川河床遺跡



(京都西南部)

木津川河床遺跡は、現在の木津川に沿う国道一号線木津川大橋の下流から八幡の御幸橋下流にかけて、東西四km、南北一kmの範囲に存する。この遺跡は現地表が標高九一〇mで、京都盆地内で最も低湿地に属する遺跡である。遺跡の東側には巨椋池干拓地が広がる。巨椋池には木津川、宇治川、桂川などが流入し、水深が一〜三mと浅いので、これらの川の流入水量と土砂量

1 所在地 京都府八幡市(木津川河川敷)

2 調査期間 一九八七年(昭62)三月一日表採

3 発掘機関 京都野尻湖友の会(代表 鈴木一久)が表採

4 調査担当者

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 旧石器時代〜近世

7 遺跡及び木簡出土遺構(表採地)の概要

に応じて、池の拡大・縮小がくりかえされた。このため、木津川河床遺跡では、常に水の脅威と恩恵を受けながら、弥生時代、古墳時代後期およびその後近世まで断続的に集落が形成されてきた。

今回報告する木簡は、木津川の御幸橋の下流一〇〇mの河川敷で表採されたものである。木簡は、一八六八年の洪水以降に形成された厚さ一〜三mの砂層の下にある青色粘土層の上部で、突き刺さった状態で見つかった。木簡表採地点から南東に二m離れた場所、同じ層位内から牛と馬の各部位の骨や歯(京都大学理学部地質学鉱物学教室取巻)が出土し、七m北方では黒漆塗りで鶴と松が描かれた碗、中世の播鉢片が、さらに二m北で九七六〜九九七年鋳造の北宋銭太平通宝一枚がやはり同じ層位内から表採されている。遺物から考え、木簡表採地付近は中世の集落地の低湿地に相当するものと推定される。

表採されたこれらの遺物は、埋蔵物発見届出書を提出の上、京都府立山城郡土資料館で保存処理を施した後、収蔵している。

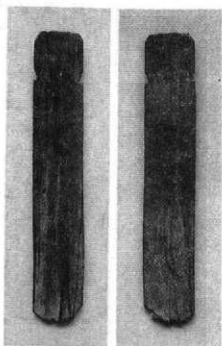
8 木簡の釈文・内容

(1) 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

(5.5) × (1.5) × (0.8)

木簡の裏面には四文字分の梵字らしきものが認められるが、詳細は不明である。



裏面

表面

なお、木簡の釈読、赤外線テレビの使用などに際して、奈良国立文化財研究所の寺崎保広氏のご助力を得た。

(編本清一)

木簡研究 第六号

巻頭言——記紀批判と木簡——

直木孝次郎

一九八三年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 平城京二条大路・左京二条二坊十二坪
平城京左京八条三坊十一坪 東大寺仏餉屋下層遺構 藤原宮跡
長岡宮・京跡 平安京右京八条二坊 定山遺跡 水走遺跡
津堂遺跡 高宮遺跡 池上・曾根遺跡 万町北遺跡 山
垣遺跡 福成寺遺跡 沢田宮谷遺跡 長尾沖田遺跡 小川城
遺跡 道場田遺跡 宮久保遺跡 鹿島湖岸北部糸里遺跡 東
光寺遺跡 北大雲遺跡 靈鷲遺跡 北瀬付遺跡 難沼東Ⅱ遺
跡 下野國府跡 多賀城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 近岡遺跡
曾根遺跡 前田遺跡 美作國府跡 草戸千軒町遺跡 芳原城
跡 大宰府跡

一九七七年以前出土の木簡(六〇)

平城宮跡(第三二次)

平安時代の日記にみえる木簡
日本古代の人口について

彙報

『木簡研究』一〇五号総目次

山田 英雄
鎌田 元一

頒価 三五〇〇円 千五〇〇円

大阪・桑津遺跡

1 所在地 大阪市東住吉区桑津四丁目

2 調査期間 一九九一年(平3)六月～八月

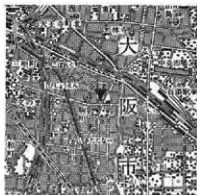
3 発掘機関 財大阪市文化財協会

4 調査担当者 高橋 工

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 縄文時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



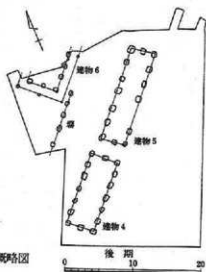
(大阪東南部)

桑津遺跡は上町台地の東縁に位置し、現在の大阪市東住吉区桑津町・駒川町・西今川町にかけての一帯、南北八〇〇m、東西六〇〇mの範囲をもつ。遺跡の南西部の近鉄北田辺駅周辺には田辺廟寺の存在が想定されており、飛鳥時代から奈良時代の瓦が出土している。また、北西二・三kmには四天王寺がある。

桑津遺跡では一九三七年に京都大学と大阪府によっ



前期



遺構概略図

0 10 20

て初めて本格的な発掘調査が行なわれ、弥生時代中期の遺構・遺物が発見されている。その後は朝大版市文化財協会を中心に発掘調査が行なわれてきており、やはり弥生時代中期の集落遺構や方形周溝墓と、同期の遺物が多く発見されてきたが、今回のような飛鳥時代の遺構の検出例は未だ少数である。

今回の調査は民間のマンション建設に先立つもので、調査面積は約七二〇㎡である。地表下約四〇cmで層厚約一〇cmの中世耕作土となり、その直下で地山となる。遺構が検出されたのは耕作土層の基底面であることから、遺構は上面をかなり削平されていると考えられる。おもな検出遺構は、古墳時代後期の溝、飛鳥時代の掘立柱建物群と木簡を出土した井戸などである。

掘立柱建物群は、布掘り掘形をもつものを含む掘立柱建物六棟と塀と考えられる一本柱列からなる。これらは建物の方位と重複関係から三棟ずつ二時期（前・後期）に分れて存在したと考えられる。建物群の全容が判明していないので確定できないが、布掘り掘形をもつ建物三と庇を巡らせた建物六は中心建物の可能性がある。柱穴の掘形の規模は六〇〜九〇cmであるが、柱痕跡はいずれも最大で二〇cmと小さい。

後期掘立柱建物群の時期は、一本柱列の掘形から出土した須恵器杯から七世紀後半を測らない。前期の建物三の掘形に取付く溝から出土した須恵器杯は七世紀前半のものである。一方、木簡が出土し

た井戸は、重複関係から六世紀後半の土器を出土した溝より新しく、廃絶時に埋め戻された土に含まれていた最も新しい土器は七世紀前半代のものである。このことから、井戸は前期の掘立柱建物群に伴い、その廃絶と同時に埋め戻された可能性が高い。したがって、この埋め戻し土から出土した木簡には七世紀前半の年代が与えられる。

8 木簡の釈文・内容

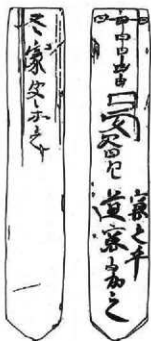
(1) 「(符號) 募之乎」

文田里 道意白加之」

「各家客等之」

210×93×4 031・

下端を削り取って鈍く尖らせてある。「募之乎」の周辺にはうすく墨痕らしいものが見え、側面から見るとこの部分の厚さが他よりやや薄くなっていることから削り取られた文字があったらしいが、



字数や何が書かれていたかはわからない。

釈読にあたっては、国際仏教大学の藤沢一夫氏、奈良大学の水野正好氏、大阪大学の東野治之氏に検討をお願いしたが、三氏の間で異論のない案は得られず、右の釈文は藤沢氏による案である。

上に「日」を線で丁字形に結んだ符籙、それに続いて「安」を崩したような文字が書かれており、ここまでが符籙と考えられる。

「文田里」は地名らしいが、「欠田里」かもしれない、地名ではなく、「鬼四郎」の可能性もある。「道意」「白加」はそれぞれ人名と考えられるが、「由加之」(ゆかし)と万葉仮名で読む意見もある。「道意白加」が人名である場合は「之」は、意味の上では読まない假字のような用法ということになる。また、「白加」は『日本書紀』崇峻元年是歳条に「百濟國道意率首領、徳率蓋文(中略)、画工白加」とみえ、同一人物かは別として、百濟から渡来した画工の名に同名の者がある。この「白加」は「元興寺塔露盤銘」では「百加」と記されている。「募之手」の「之乎」も意味の上では読まない字である。「募」は左の「意」と同字とする意見もある。「客等之」は「皮々等之」(ひひとし)と万葉仮名で読む意見もある。この場合「皮々等之」は、藤原官跡出土の典業寮関係の木簡に「皮々」と記したものであることから粟物名である可能性もある。

東野氏のご教示によれば、七世紀の百濟風の書体と考えてもよからうということである。また、符籙のある面の文字は肉太で力強く、

他方の面の文字は繊細で、書き手の異なる可能性がある。

意味の上では読まない「之」を多く用いることや書体から、渡来人によって書かれた可能性もあり、遺跡周辺が古く百濟郡に属し、渡来系氏族の田辺氏の本拠地であったとされることと合せ考えると興味深い。管見の限りでは日本最古の呪符木簡である。

9 関係文献

高橋 工「桑津遺跡の掘立柱建物群」(大阪市文化財協会「葦火」三
四号 一九九一年)

高橋 工「桑津遺跡から日本最古のまじない札」(大阪市文化財協
会「葦火」三五号 一九九一年)

(高橋 工)



(大阪東南部)

地の境に立地し、現在の行政区画では、陽光園・安中町六丁目の一帯に推定されている。安中磨寺とも呼ばれ、現在の安中小学校校庭には「古蹟龍華寺跡」の石碑が建てられている。また、龍華寺は『鏡日本紀』神護景雲三年十月乙卯条にその

大阪・竜華寺跡

- 1 所在地 大阪府八尾市明美町二丁目
- 2 調査期間 一九九一年(平三)一〇月
- 3 発掘機関 八尾市文化財調査研究会
- 4 調査担当者 高萩千秋
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 七〜一四世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

龍華寺跡は、旧大和川の主流であった長瀬川右岸の沖積地で、その流路が北西から北方向に変わる屈曲部に位置する。自然堤防と低平

名がみえるが、過去に実施された発掘調査では鎌倉時代以降の遺構・遺物が検出されたにとどまっており、奈良時代に遡る成果は得られていない。

今回の調査地は石碑から東側へ約五〇mのところに位置する。発掘調査は市教育委員会の指示に基づき、当調査研究会が当遺跡内で実施した第二次調査にあたる。調査は、南北方向に長いトレンチ二カ所(東調査区・西調査区)を平行に設定して実施した。

調査の結果、現地表下一五〇cm(標高八m)前後の土層面から、調査区内のトレンチにかかると溝状遺構一条を検出した。この溝状遺構は南北方向に伸びることを確認したが、小面積の調査区であり、遺構そのものの大きさ・性格を把握することができなかった。調査区内での計測では深さ約一mを測る。その堆積土層内より鎌倉時代後期から室町時代にかけての遺物が多量に出土した。遺物量は整理用コンテナ四箱分で、ほとんどが日常雑器類である。内容的には土



師質の小皿・中皿・土鍾・甕、瓦器の椀・小皿・甕・三足釜、須恵質の小型壺・甕、銅製のキャップ状不明器具、瓦（軒丸瓦・軒平瓦、木製品の茶托・下駄・板材・桶底・木簡である。これらの遺物は当時の日常生活をさぐる上で良好な資料といえるものである。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「昔蘇民将来之子孫住宅也」

「急々如律令二十廿」

(高野千秋)

木簡研究 第七号

巻頭言—刀筆の末—

一九八四年出土の木簡

土田 直綱

- 概要 平城宮・京跡 平城京跡 奈良女子大学構内遺跡 法興寺遺跡
- 藤原宮跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 百々遺跡
- 今里遺跡 平安京左京八条三坊二町 平安京左京九条二坊十三町
- 本走遺跡 西ノ辻遺跡(1) 西ノ辻遺跡(2) 坪井遺跡 忍ヶ丘駅前遺跡
- 普賢寺遺跡 大庭北遺跡 経里遺跡 摂津瀬市遺跡 油田寺遺跡
- 道場垣田遺跡 新方遺跡 川岸遺跡 倉見遺跡 前東代遺跡
- 赤福城跡 朝日西遺跡 清洲城下町遺跡 香掛城跡 吉田城三ノ丸跡
- 坂尻遺跡 秋合遺跡 郡遺跡 神明原・元宮川遺跡 北条泰時
- ・時頼邸跡 千葉地東遺跡 千葉地東遺跡 蔵屋敷遺跡 小敷田遺跡
- 大津城跡 上水原遺跡 野々宮遺跡 野瀬遺跡 小谷城城下町遺跡
- 尾上遺跡 北方田中遺跡 永田遺跡 棚棚B遺跡 御前清水遺跡
- 仙台城三ノ丸跡 市川橋遺跡 多賀城跡 比爪館遺跡 大浦遺跡
- 弘田橋跡 馬場屋敷遺跡 百間川当麻遺跡 黒田遺跡 草戸千軒町遺跡
- 西庄I遺跡 井上薬師堂遺跡 荒野目遺跡
- 一九七七年以前出土の木簡(七)
- 平城宮跡(第三九次)
- 公式様文書と文書木簡
- 中国における最近の漢簡研究
- 英国出土のローマ木簡
- 木簡史料紹介—牛札—

頒価 三八〇〇円 五〇〇円

早川 庄八
大庭 衛
田中 琢
石上 英一



(京都西南部)

大阪・高槻城跡

- 1 所在地 大阪府高槻市野見町ほか
- 2 調査期間 一 一九九〇年(平一)一〇月～一九九一年三月
二 一九九一年八月～十二月
- 3 発掘機関 高槻市教育委員会
- 4 調査担当者 鎌ヶ江一朗
- 5 遺跡の種類 集落跡・城郭跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代前期～近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 高槻城跡は、西方約一kmを流れる芥川が形成した扇状地末端に立

地している。南方三kmに淀川を擁し、北方一kmには四国街道を控える水陸交通上の要衝にあたり、現在の高槻市の中心部に位置する。高槻城は、史料では大永七年(一五二七)が初出とされる(高麗入江城)。織豊政権期には、和田惟政、次い

で高山右近が城主となり、この時に城の大規模な拡張が行なわれたらしい。関ヶ原合戦以後は幕府直轄領をへて譜代大名の領するところとなり、元和三年(一六二七)から公儀修築が行なわれ、近世城郭の体裁をととのえるに至った。規模は東西五三〇m、南北五六〇mのほぼ凸形を呈し、本丸・櫓・塀形に高石垣、他は土堀をめぐらし、三層の天守を備えていた。この公儀修築は、元和六年から行なわれる大坂城大改修の前段階としてとらえられ、高槻城の政治的重要性を示すものと考えられている。

明治七年(一八七四)に城は破却され、現在では城下の町名や道筋に往時の地割がしのばれる一方、城内にあたる地域では、学校・公園など公共施設の整備が進んでいる。

城跡の調査は、一九七五年の近世本丸跡の調査を契機として、主に公共事業に伴い高槻市教育委員会が実施してきた。これまでの調査で、本丸の石垣基礎及び外堀の護岸施設など、近世城郭の構造が知られるとともに、元和修築に伴い埋められた中世の堀跡や奈良時代以降の集落遺構を検出している。

一 三ノ丸北郭の武家屋敷地域の調査

この調査は高槻市文化ホール建設に伴うもので、面積は約二六〇〇㎡である。検出した遺構には、一〇～一九世紀の井戸六基、一二～一六世紀代の多数の柱穴、溝などがある。近現代の大規模な擾乱によって近世遺構面が削平されていたため、屋敷の区画配設等は明

らかでない。

木簡が出土したのは、不整形の掘形に直径約〇・八mの桶状の井戸枠を据えたと考えられる井戸で、深さ約〇・七五mをはかる。井戸枠を抜いてから井戸を埋め戻しており、出土品は埋め戻しの時に投入されたらしく、埋土の層位は分別できなかった。遺物は、底に近い方に木製品(木箱、付札、刀鞘、駒、駒など)や金モール、土師皿、中位に棧瓦、中々上位で土師皿、陶磁器類がまとまって出土した。出土陶磁は肥前陶磁Ⅱ期にあてられ、この井戸が廃絶した時期は、おおむね一八世紀末〜一九世紀初頃と思われる。

二 既郭地域の調査

この調査は高槻市教育施設の建設に伴うもので、調査地は三ノ丸北郭調査地から南東へ約一五〇m隔てた場所である。面積は約一八〇〇㎡。近世内堀の護岸施設のほか、既郭内で東西方向の大溝二条を検出した。大溝から出土した遺物はごく少量であったが、埋土の状況から元和修築時に埋められたとみられ、中世高槻城の掘跡と考えられる。

二条の堀跡は四mを隔ててほぼ平行しており、北側が幅五m、深さ一・五m、南側は幅七m、深さ一・五mをはかる。木簡(桶形)は南堀跡の底から単独で出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 三ノ丸北郭の武家屋敷地域の調査

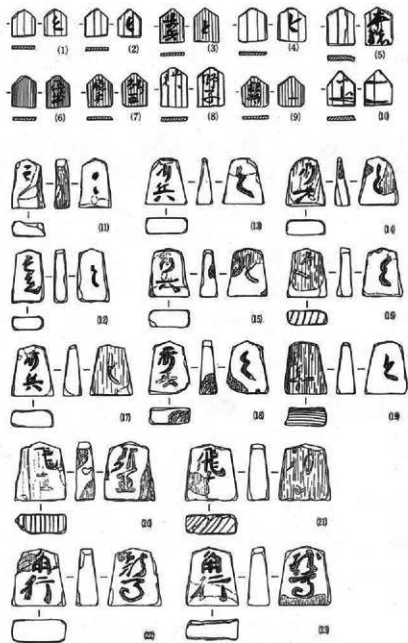
- | | | | |
|-----|-------|---------|-----|
| (1) | ・「歩兵」 | 14×13×2 | 061 |
| | ・「と」 | | |
| (2) | ・「歩兵」 | 15×13×2 | 061 |
| | ・「と」 | | |
| (3) | ・「歩兵」 | 19×13×2 | 061 |
| | ・「と」 | | |
| (4) | ・「歩兵」 | 18×14×2 | 061 |
| | ・「と」 | | |
| (5) | ・「奔猪」 | 20×14×3 | 061 |
| | ・「飛牛」 | 17×13×2 | 061 |
| (6) | ・「飛牛」 | | |
| (7) | ・「飛車」 | 18×14×2 | 061 |
| | ・「龍王」 | | |
| (8) | ・「麒麟」 | 21×14×2 | 061 |
| | ・「節子」 | | |
| (9) | ・「銀持」 | 18×14×2 | 061 |

1991年出土の木簡

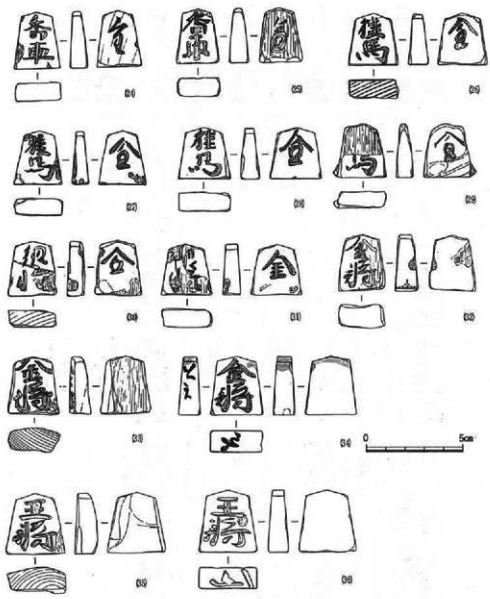
00	「玉」	19×15×3	061	04	・「歩兵」	26×21×9	061
01	・「歩兵」 (漆書き)	26×17×8	061	03	・「と」	27×23×10	061
	・「と」 (漆書き)						
02	・「歩兵」 (彫込み)	28×17×7	061	02	・「飛車」	31×26×10	061
	・「と」 (漆書き)						
03	・「歩兵」	25×21×8	061	01	・「飛車」	30×27×11	061
	・「と」						
04	・「歩兵」	26×20×8	061	02	・「龍王」	30×29×12	061
	・「と」						
05	・「歩兵」	25×21×9	061	02	・「角行」	31×27×11	061
	・「と」						
06	・「歩兵」	26×21×8	061	04	・「香車」 (朱書)	29×23×10	061
	・「と」						
07	・「歩兵」	27×23×9	061	02	・「香車」	28×22×10	061
	・「と」						

82	・「桂馬」			82	「王将」	32×30×11	051
	・「金」	27×26×10	051	83	「王将」	32×30×11	051
83	・「桂馬」			84	「白綿」	114×10×4.8	051
	・「金」	27×25×9	051	85	「く印」	117×10×4.2	051
84	・「桂馬」			86	「△印」	119×11×4.4	051
	・「金」	27×27×10	051	87	「ホウ」	120×12×3.6	051
85	・「□馬」			88	「ニ印」	125×10×4	051
	・「金」	28×25×9	051	89	「マカ」	133×10×4.5	051
90	・「銀将」			90	「K印」	143×12×4.3	051
	・「金」	29×25×9	051	91	「△」	154×14×4.2	051
91	・「銀将」				(111)×14×4.2	019	
	・「金」	27×23×9	051	92	「□」	156×20×1.5	051
92	「金将」	39×24×12	051	93	「ホ」	214×15×4.5	051
93	「金将」	31×26×12	051	94	「ラランタ」	201×20×8.1	051
94	「金将」	31×27×12	051				

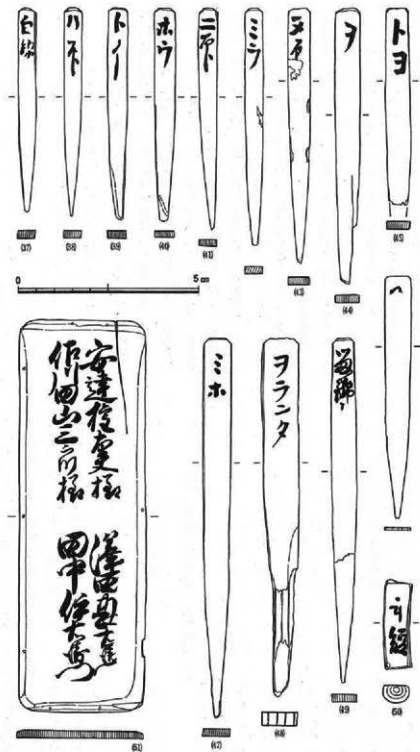
1991年出土の木簡



(一 高槻城 三ノ丸跡 井戸出土)



(一 高槻城 三ノ丸跡 井戸跡出土)



(一 高槻城 三ノ丸跡 井戸跡出土)

〔留鐘〕

194×14×4.5 001

50 □□

(31)×15×10 001

60 「安達権大夫様

澤田勘右衛門

作川田山三郎様

田中伊右衛門] 188×78×4.5 001

(1) 留は中将棋の駒である。判読できたのは一〇点で、そのほか
に将棋駒の形状を呈するものが一点ある。中将棋は九二枚の駒を
使う将棋で、江戸時代にはもっぱら武家や僧侶の間で指されたとい
われている。形状・寸法ともに不揃いで、いかにも手づくりを思わ
せ、素材もスギとそれ以外のものの二種類がある。墨書の字体や筆
遣いはいずれもよく似ており、同じ作者によるものと考えられる。

留は、漆書きの留と留を除き、すべて文字を彫り込んで墨
(留のみ朱)を点じた将棋の形駒である。種類ごとの形状・寸法は比
較的よくまとまっているものの、書体はさまざまで、香車や金将の
ように同じ種類の駒でも、彫り手または書き手が違うとみられるも
のが混じっている。駒の素材は、留・留・留・留・留・留・留がス
ギ材、他は未詳である。これらは種類や枚数からみて、おそらく一
組で使用されたと思われるが、素材・形状のばらつきを入手当初か
らのこととみるか、失った駒を補充した結果なのか、どちらとも判
断できない。

留は品名または符丁と思われる。とりわけ薄手である留以外
は、下端が摩滅気味に丸くなっている。「錦」の文字からみて、模
薄と照合するように反物に差し込んであったものかもしれない。50
は素木の文箱の蓋上面に人名を連記したものである。澤田・田中の
両名が安達・作川田の両人へ差し出したものだが、彼らの素姓など
は知られない。

二 既郭地域の調査

- (1) □字無学人記品第九 (112)×21×0.8 010
- (2) 「地平正宝交賢慢編覆其上懸諸轡蓋」 (106)×24×0.8 019
- (3) 「十方諸仏日悉来集坐於八方余時一方」 (106)×22×0.8 019
- (4) 「四百万億那由他国土諸」 (115)×22×0.7 019
- (5) 「余时釈迦牟尼仏見所分身諸仏悉」末集 (112)×22×0.7 019
- (6) 「塔即從」 (87)×21×0.8 019
- (7) 「此経難持若暫持者我即歡喜諸仏」 (105)×22×0.8 019
- (8) 「能於末世説持此経是真仏」 (113)×22×0.7 019
- (9) 「仏滅度後能解其義是諸天人」 (113)×22×0.7 019

- 01 □法蓮華經提婆達多品第十二 (C8) × B × O.4 001
- 02 「余時仏告諸菩薩及夫人四衆吾於□
X (C8) × B × O.6 019
- 03 「量劫中求法華經無有懈倦於X
(C1) × B × O.6 019
- 04 國王免願求於無上菩提心不退転X (C8) × B × O.6 001
- 05 「國城妻子奴婢僕從頭目髓腦身肉X (C2) × B × O.6 019
- 06 □當為宣說□X (C8) × B × O.6 019
- 07 X採果汲水捨□設食乃至以身而」 (C8) × B × O.7 019
- 08 X□故雖作世國王不貪五欲樂 (C15) × B × O.6 019
- 09 「惟饗告四方誰有大法者若為我解說□為奴□ (C6) × B × O.6 019
- 09 「時有阿私仙來白於大王我有微妙法世間所希有 (C1) × B × O.6 019
- 09 「是人於何而得解脫但離虛妄名為解脫」 28 × B × O.7 011

これらは妙法蓮華經の一部である。一行あたり一七字詰めで、偶(詩頭)は一行あたり一六字または二〇字詰めで記されていたらしい。これらは笹の軸のようなもので括られていた。年代は一五〜一六世

紀後半であろう。

なお、断簡の所属は以下のとおりである。

授学・無学人記品第九

(1)

見宝塔品第十一

…(2)・(3)・(4)・(5)・(6)・(7)・(8)・(9)…

提婆達多品第十二

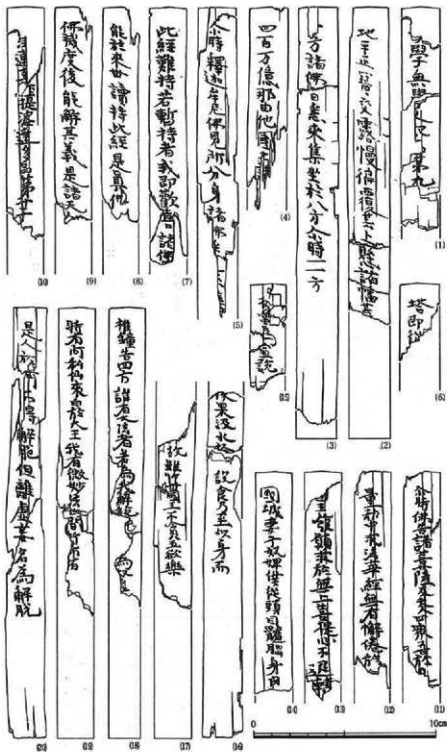
04・01…02…03…04…05…06…07・09・09

9 関係文献

高槻市教育委員会『昭和六三・平成元年度 高槻市文化財年報』

(一九九一年)

(鎌ヶ江一朗)



(二) 高樓城 既那跡 彌跡出土佛經



(大阪西南部)

南北3kmで、標高はO・P、
(大阪湾奥底干潮面からの標
高)で五・七mの馬の背状
の堺砂地と呼ばれる土地に

大阪・堺環濠都市遺跡

- 1 所在地 大阪府堺市大町西一丁
- 2 調査期間 一九九〇年(平成二)九月～一月
- 3 発掘機関 堺市教育委員会
- 4 調査担当者 増田達彦
- 5 遺跡の種類 都市遺跡
- 6 遺跡の年代 一四世紀～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

中世の堺は、会合衆によって行政を指導される自治都市として、また日明貿易により栄えた港湾都市として日本史上に重要な位置をしめる。遺跡は、堺市の北西部に位置し、江戸時代にめぐらされた堀によって囲まれ、旧市域の中心部にあたる。規模は東西一・一km、

立地する。

今回の調査は事務所ビル建設に伴うもので、調査地点は遺跡を南北に貫く大道(紀州街道)筋で、本遺跡中心部に近いところである。遺構面は一五世紀後半から一七世紀初のものまで、計七面を検出しており、主な遺構としては、礎石及び埴列建物六棟の他、土坑、井戸、排水口、便所用と考えられる埋窠など、多数が検出されている。

木簡が出土したのは、一六世紀前半代に比定される第三次面で、道路(幅三・四m)の側溝跡に位置する土坑SK三〇一(南北一・八m、東西一・五m、深さ〇・七m)である。ほぼ方形で、道路側である西側及び北側の壁面に板材を貼り、杭を打って留めており、南側にもその痕跡がある。堀土は単一の暗褐色の粘質土であり、底に近い部分ではヘドロ状になっていた。この状況からみて、滲水したとも考えられるが、貯水施設というより、本地点での良好な浸水性を考慮すれば、排水施設としてとらえた方がよいと考えている。

木簡はこの北側の土留板の内側より出土したもので、この板囲いの土坑の設置時期に混入したと考えられる。また共存遺物としては、土坑の埋土内から出土した土師瓦皿、瓦質皿、羽釜型の瓦質香炉等がある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「小麦二斗

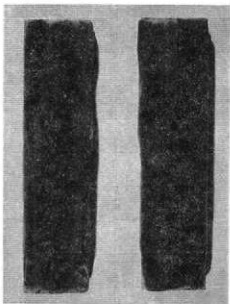
〇 三月寅五日

「〇にしかつちや二〇」

113x59x11 011

木簡は上部に穿孔を施している。記載された内容は、摂環藩都市遺跡及びこの調査地点の性格を考える上で興味深いが、その考察は後に委ねたい。

(増田達彦)





(出石)

跡が存在する。これらの遺

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字国分寺ほか
- 2 調査期間 第二次調査 一九九一年(平三)六月と九月
第三次調査 一九九二年二月と一九九二年二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 大平 茂・柏原正民
- 5 遺跡の種類 集落跡・条里遺跡(水田跡・祭祀遺跡)
- 6 遺跡の年代 古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

袴狭遺跡は、出石町の中心部から北行すること約三・五km、但馬

國の一宮出石神社北隣の谷に位置し、円山川の支流である小野川と袴狭川に挟まれた沖積低地に立地している。標高は五〜七mである。

同低地内には砂入遺跡・荒木遺跡・田多地小谷遺跡など、官衙の様相を呈する遺跡が存在する。これらの遺跡は有機的な関係を持つものであり、「袴狭遺跡群」として一括把握することが可能である。

当該遺跡の調査は小野川放水路建設に伴う事前調査であり、これに関連した過去の調査成果からみると、主に奈良時代から平安時代の官衙跡(出石部衙か)及び条里制にのつた水田地帯と推定でき、祭祀を執行した場所である祓所(砂入遺跡ほか)とこれに使用した祭祀関係の木製品が極めて良く残っている。

人形・馬形をはじめとする木製品の分布範囲は広く、東西約一・五km、南北約一kmに及び、その出土量は約三万五千点を数えている。この遺物の年代は、およそ八世紀から一〇世紀代に相当する。出土層は地表下約一〜一・五mにあり、基本的には奈良時代一面と洪水に覆われた平安時代二面(部分的に三面の箇所もある)、計三面の水田面及びこれに伴う溝であり、遺物も三時期に区分できる。

今回報告する調査は、袴狭遺跡では一九九〇年度に続く第二次全面調査と確認調査、第三次全面調査である。

一 第二次調査

調査地は、一九九〇年度調査区域(「木簡研究」一三)の西に隣接する地区で、調査面積は約二八・一〇m²である。

検出遺構は、古墳時代の河道と奈良時代から平安時代にかけての水田跡一面(下層水田)、平安時代の水田跡三面(中層水田・上層水田・最上層水田)とそれに伴う溝である。

兵庫・袴狭遺跡 (1)

木筒は下層水田面から一点(1)、中層水田に伴う溝から一点(2)の計二点、最上層水田面出土の大梨人形に文字が記されたもの一点(3)を発見した。共伴遺物には、それぞれ人形・馬形・斎串等の木製品と農具等の木製品、若干量の須恵器・土師器・帯金具等がある。これらの遺物は、各時期に洪水によって袴狭川の上流から流れ込んだものと考えられる。

二 確認調査

調査地は、第二次全面調査区の西隣である。

三本のトレンチを設定し、確認調査を実施した。いずれのトレンチからも、平安時代の水田面に堆積した洪水砂中から、祭祀具である木製品が出土している。木筒は、中央トレンチの水田層上の洪水砂中から一点出土した。

三 第三次調査

前記の確認調査の結果、全面調査が必要となった地域の一部、約一七九〇㎡が対象地である。残りの部分は次年度以降に調査を実施する予定である。

検出遺物は、平安時代の水田跡三面(中層水田・上層水田・最上層水田)とそれに伴う溝である。

木筒は中層水田中から四点出土した。なお、この水田層は第二次調査の中層水田と上層水田の中間層にあたり、ここでの上層水田及び最上層水田は第二次調査のそれらと共通する。共伴遺物には、人

形・馬形・斎串等の木製品がある。これらの遺物も、洪水により袴狭川の上流から流れ込んだものと考えられる。

8 木筒の釈文・内容

一 第二次調査

(1) 「秦マ大山秦マ弟麻呂秦マ^(山)」
152×125×6 011

(2) ・「衣依言事右」 □□□唯□定

□大祖父世時□本□

・「在」 □□ (172)×(82)×6 021

(3) 「一人当千急々如律令」 (262)×(82)×6 021

二 確認調査

(1) ・「納米 四斗^(入)出^(升)」
八□□

・「十」 □□

□□ 「」 173×125×6 011

三 第三次調査

(1) 下田二段

戸他人作□□ (177)×(140)×6 021

1991年出土の木簡

(2)

右田依^{〔土カ〕}野郷出^{〔石カ〕}水社戸口 延喜六年四月十三日

禁制六条九里廿推下田武段百姓^{〔穀カ〕} 執 民部卿家書吏車持公

〔家カ〕
〔人カ〕

(3)

(141) × (17) × 6 081

(4) × □ 可 出石^{〔公カ〕}安道

(510) × (7) × 9 089

これらのうち、内容的に最も興味深いのは、第三次調査出土の禁制木簡(三)②)である。延喜六年(九〇六)の年号が記され、この時期に推下田二段が民部卿家の私有地であったことが推定できる。当時の民部卿は藤原有種である。また、田地を荘園化する際に勅を立てたことは『順祭三代格』巻一九延喜二年三月一三日太政官符にみえ、この木簡がその立札であった可能性もある。

さらに、第二次調査出土の「一人当千」の人形は手を表現しない形の大型のものであるが、これは前記紀年木簡の上層にあたる水田中から出土しており、一〇世紀初頭以降のものであることが明らかになった。

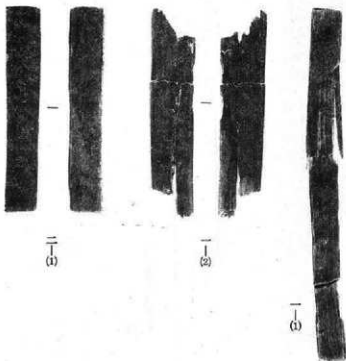
律令制が崩壊し始め、貴族・寺社等による土地私有が進んだ一〇世紀前半の歴史的背景の中で、このような土地所有・律令祭祀に関

950 × 106 × 6 011

一 (1)

一 (2)

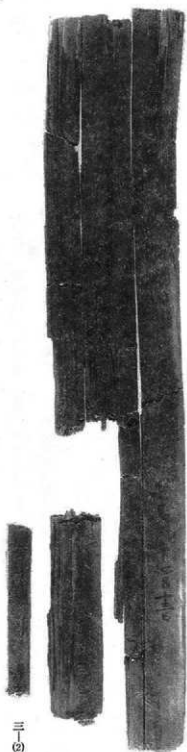
二 (1)



わる直接資料が地方で発見されたことは意義深く、非常に貴重なものとなるであろう。

釈説については、奈良国立文化財研究所の寺崎保広氏と、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所の廣野誠氏のご教示をえた。

(大平 茂)





(出)石

右岸を東方(上流)へ約五〇

入佐川の合流点より袴狭川

る。調査地点は、袴狭川・

路建設に伴う確認調査であ

今回の調査は、小野川放水

・銅印等が出土している。

多量の祭祀遺物の他、木簡

次の調査が実施されており、

兵庫県教育委員会によって敷

出石町教育委員会・兵

一九八九年度以降、

は但馬国一宮である出石神社の北側の谷部に

袴狭遺跡(坪井遺跡)

兵庫・袴狭遺跡(2)(旧坪井遺跡)

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭
- 2 調査期間 一九八八年(昭和63)二月～一九八九年(平1)三月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 西口圭介・久保弘幸
- 5 遺跡の種類 祭祀遺跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

m遡った位置である。一九九一年度に禁制木簡が出土した地点はさ

らに約二〇〇m上流である(本誌袴狭遺跡(1)参照)。また一九九〇年度

に木簡が出土した橋遺跡(木簡研究「二」は約二〇〇m下流、一九

八七年度に木簡が出土した砂入遺跡(同「二」)は約五〇〇m北方の対

岸に位置している。今回報告する一九八八年度の調査は、袴狭遺跡

の存在が認識される以前に実施したもので、当時は調査範囲の一部

に存在する古墳時代前期の遺物散布地、坪井遺跡を遺跡名として使

用していた。しかし、近年の袴狭遺跡の調査によって一連の遺跡で

あることが明らかとなったため、祭祀遺跡の調査に際しては袴狭遺

跡に統一し、坪井遺跡の名称は使用しないこととしている。

調査は現袴狭川右岸に沿う標高5m前後の地点において実施した。

土層堆積の状況からは、洪水砂の供給を繰り返した氾濫原が、古墳

時代前期以降徐々に安定し、湿田化してゆく様子が読みとれる。形

成された厚い水田土壌中からは、木簡・履・木製祭祀具・田下駄・

梯子・木庖丁・建築部材等の多量の木製品が出土している。木製品

は、使用中に磨滅したと考えられる田下駄や杓、人為的に集積した

状況を示す一部の加工材を除いては、いずれも洪水によって流され

てきたものと考えられ、流路の肩部に漂着した状況で検出されるも

のも多い。この木製品を含む水田土壌の大半は平安時代のもものと考

えられ、同時期の枕列・畦畔を伴う水田跡の他、木製祭祀具・加工

材等を多量に含む溝を検出している。また、溝・水田跡の一部は洪

水砂によって埋没しており、数時期に分けることが可能である。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「老□□常貞右田依□□常×

禁制六条八里^{冊カ}□^一葛□□^一四歩

□□

○ (360) × 56 × 3 081

(2) □□□□

□□□□ ×

(240) × (46) × 6 081

(3) 「∨ 左□□

211 × 41 × 3 082

(4) 上送

春風

中迎

□月]

長(290) × (75) × 3 061

(5) □□

□□

雁□□

□□

長(260) × (110) × 4 061

(1)と(2)は多数の板材とともに平安時代の浅い流路肩部に漂着した



(1)



(2)



(3)

状況で検出された。流路は水田土壌層の下半部分に存在する。

(1)は禁制木簡である。一九九一年度出土の禁制木簡より約二〇〇m下流で出土している。三片に折れて出土した。中央下半には径約三mmの孔が穿たれている。

(2)は(1)と同一地点より出土しているが、厚み・字体ともに(1)とは異なることから、別個体と考えられる。右辺のみ遺存している。

(3)は平安時代の水田土壌層上半中より出土している。

(4)(5)は曲物である。いずれも側板外面に墨書が存在する。(5)は側板片であるが、(4)は底板が遺存している。(4)と(5)は近世の洪水砂層より伴出しており、同一個体もしくは身・蓋の可能性が高い。(4)には水鳥を描いたと思われる墨痕も二カ所存在している。(5)は四行以外にも数カ所の墨痕が見受けられる。

木簡の釈読については、兵庫県教育委員会廣野誠氏及び兵庫県立歴史博物館の諸氏のご教示を得た。

(西口 圭介)

小敷田遺跡（埼玉県行田市）から

最古級の呪符木簡出土

小敷田遺跡は最古級の出挙木簡や「御前」などの書式をもつ文書木簡が出土したことで著名である。今回発掘調査報告書作成にあたって最古級の呪符木簡が見つかったと報告された。年代は七世紀末〜八世紀初で、その釈文は次のとおりである。

八号木簡（『木簡研究』七号では(a)としたもの）

・「直上擬廿五紋面八立應二枚合百廿枚」

・「 鬼鬼

 13.5 x 13.5 x 0.5

なお、発掘調査報告書『小敷田遺跡』の体裁と入手方法については左記のとおり。

B5判（三分冊）本文計七八七頁 図版計三〇四枚

付図一枚

頒価六〇〇〇円・送料九三〇円

申込先 〒三三〇 埼玉県大宮市東大成二一五五七一五

埼玉県埋蔵文化財調査事業団大宮整理室内

埼玉考古学会 宛

TEL 〇四八―六五二―二三三一

滋賀・光明寺遺跡

1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原

2 調査期間 一九九一年(平3)四月～五月

3 発掘機関 中主町教育委員会

4 調査担当者 辻 広志

5 遺跡の種類 集落跡・館跡・寺院跡

6 遺跡の年代 平安時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



光明寺遺跡は、現在の西河原集落の南西部を中心に、一部現在の集落と重なって分布する平安時代中期から江戸時代にかけての集落遺跡である。また、下層遺構として飛鳥時代から奈良時代にかけての集落跡である光相寺遺跡がその西側一帯に一部重複して存在する。これまでの調査で明らかとなった遺構には、一辺約一〇〇mの二重に堀を巡らせる方形の館跡、散村状を呈

する集落跡や、畷や水田の耕作地跡、旧河道跡とその水を引く溝跡等がある。これらの遺構群は、当地における中世から近世への農村の景観の変遷や社会構造を考える上で、重要であると言える。

今回の第二七次調査は個人住宅建設に伴う三八四㎡を対象としたもので、調査は、江戸時代前期とそれ以前の室町時代後期を中心とする二つの遺構面で行なった。上層の遺構面では、室町時代後期の遺構が埋められた後、現代まで盛り返しながらかついていた道路跡一条と、隣接する水田跡を検出した。下層の遺構面からは、南側から方形館跡の外堀南端に水を引く幅約三m、深さ約〇・七mの溝SD二七二〇一と、館跡に関わる欄干一条を検出した。袖縁は、方形館跡の外堀南端と外堀に水を引く溝が合流する地点から、信楽の摺鉢・壺・甕、瀬戸の椀・小天目、常滑の片口鉢、土師器の小皿・羽釜・焙烙、黒色土器の椀などの一四世紀末～一六世紀初の遺物とともに出土した。出土状況は、溝跡中央部の中層において、(1)～(5)までは五枚が順に重なり合い、二つ折りになった状態で、一七枚の断片として出土し、(6)は(1)～(5)の塊から〇・七m余り北側において単独で出土した。(1)～(5)はその出土状況から、結束した状態に近い形で溝に投棄されたものと考えられる。また、その投棄方法は、宗教儀式に伴って流されたものとは少し異なり、粗雑な扱い方が感じられるものであった。なお、これまで方形館内の西側を中心に香炉・尊式華瓶等が散見されていたが、今回の補証の出土により、仏

教関係の遺物が外堀の南側でも出土したこととなり、郭内を調査していないためその性格付けは難しいが、簡跡であるのか寺院跡であるのかといった遺跡の性格についての再検討が必要となってきたといえる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) □□^{〔痛カ〕}淨志求仏道…当為如是等廣廣^{〔一カ〕}要道^{〔説カ〕}
 (2) 「舍利弗当知諸仏法如是□□^{〔以カ〕}…□便隨宜而□法^{〔説カ〕}
 (3) 「其不習学者不能曉了□□^{〔此カ〕}…□既已知諸仏世之師^{〔説カ〕}
 (4) 「隨宜方便事無復諸歡喜…□大□□^{〔歡カ〕}…自知当□^{〔仏カ〕}」^作
 (5) ・妙法蓮華經卷第一

交

(35)×28×0.8 019

- (6) □□
- ^{〔相カ〕}
- 昔所未×

(30)×21×0.8 001

復原できた柿経(拿塔婆経)は六点分で、他に文字断片が四点存在する。形状は、何れも頭部を主頭とする短冊型で、幅約二〇mm、厚さ〇・三mm、長さの明らかな資料はないが、他の資料から二八〇〜

三〇〇mm前後と推測される。材質は樟で、柃目取りに削り割ぎしたものである。書写された経典は妙法蓮華経で、全て片面のみに一行二〇字で記されているが、(5)の尾題を記したものの裏面に校了を示す一字を入れている。書体は、(1)〜(5)と(6)では異なり、二種類がみられる。内容は、(1)〜(5)が方便品第二の巻尾部分で、少し離れて出土した(6)が化城喻品第七と思われる。なお、注意される点として、(4)の九・一〇文字目がこの柿経においては「歡喜」と読めるのに対し、大正藏版では「疑惑」となっており、相違が見られる。この柿経が、誤字脱字の多い柿経としては珍しく校合を行ない、(4)には「作」の一字を加えるなどその痕跡が見いだせるにもかかわらず、ここにはそのような校異注がないことに注目するならば、テキストとした紙本経に既に誤字が存在したか、異本によった可能性が高いように思われる。また、柿経の年代は、その共伴遺物とその型式等から、一五世紀後半〜一六世紀初のものと考えられる。

(辻 広志)

首所主 (6)

妙法蓮華經卷第一 (5) 表

隨宜方便事無復諸法

若不習學者不能曉了

舍利弗當知諸佛法如是

應求佛

一ノノ

大

自知當有 (4)

既已知諸佛世之師 (3)

便隨宜而說法 (2)

應求佛





(近江八幡)

今回の第一三次調査は、資材置場建設に伴い五五六㎡を調査したもので、先の官衙状遺構群から約四〇〇㎡南に位置する。調査地における検出遺構とその時期は、第一遺構面

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原
- 2 調査期間 一九九一年(平三)九月一〇月
- 3 発掘機関 中主町教育委員会
- 4 調査担当者 辻 広志
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代前期～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
西河原森ノ内遺跡は、野洲川右岸下流域の沖積地(自然堤防帯)に位置する遺跡で、官衙状の建物群や、天武朝の文書木簡を始め、律令期の多量の遺物が出土している。

滋賀・西河原森ノ内遺跡

(たしがわらものうち)

が一二世紀～二〇世紀、第二遺構面が一〇世紀～一二世紀、第三遺構面が八世紀後半～一〇世紀初で、第四遺構面が七世紀後半～八世紀初頭である。第二遺構面からは野洲郡の統一条里型地割にほぼ等しい、六条八里三〇坪と七条八里二五坪の里界線にあたる大畦を、第三遺構面においては第二遺構面の下層に両岸に大畦をもつ里界線の溝を検出した。第四遺構面は、約一mもの洪水層の下にあり、上層とは全く異なる地割を示しており、幅三m以上、深さ一・七m以上の南北溝(運河)が、その西岸の大畦と水田を検出した。木簡はこの第四遺構面から出土した。

8 木簡の积文・内容

(1) ・一受 □□□知□□子□十 □□

□□□斗 □□ 中 □□ □□

□□□□□□□□□□ □□ □□

CM80×CM70×13 019

木簡は、第四遺構面の大畦近くの水田面上にやや浮いた位置で、八片に折り捨てられた状態で発見された。現況は、上端が当初の面を残すものの、両側辺を削り落して幅を減じ二次的な加工を加えていると共に、下端を折損している。文字は、表裏に見られ、表と考

えられる面の上端には「受」の文字があり、物品等の収受に関わるものである可能性があるが、判然としない。今後の検討を待ちたい。

(辻 広志)

木簡研究 第八号

巻頭言——巻末まで読む仕事——

青木和夫

一九八五年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 平城京左京三条六坊七坪 平城京右京七条一坊十五坪 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京左京三条三坊十一町 平安京左京六条一坊八町 平安京左京九条三坊十四町 平安京右京八条二坊二町 平安京右京八条二坊五町 鳥羽離宮跡 伏見城跡 西ノ辻遺跡 観音寺遺跡 大願堂跡 鴨橋遺跡 玉津田中遺跡 辻井遺跡 長尾沖田遺跡 但馬国府推定地 朝日西遺跡 大岡遺跡 香掛城跡 勝間田城跡 神明原・元宮川遺跡 今小路周辺遺跡 船岡八幡宮境内研修道場用地遺跡 鹿島南岸北部条里遺跡 西河原森ノ内遺跡 勸学院遺跡 金剛寺城跡 神堂遺跡 法界寺跡 依田遺跡 秋田城跡 九十九橋 一栗谷朝倉氏遺跡 三木だいまん遺跡 弓庄城跡 香場遺跡 小島西遺跡 富田城跡 草戸千軒町遺跡 尾道遺跡 備後国府跡 秋月遺跡 大宰府跡 大宰府条坊跡 豊前国府跡 如法寺遺跡

一九七七年以前出土の木簡(八)

平城宮跡(第一四次・第二五次・第四〇次・第四一次・第四三次)

唐招提寺講堂地下遺構

中国関係研究の新動向

倉札・札家考

柚井遺跡出土木簡の再検討

出土の文字資料からみた中世民衆生活の一面

——草戸千軒町遺跡を中心に——

彙報

李 宇 勳

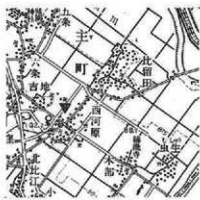
沢 貴谷文昭

原 秀三郎

榮原水滄男

志田原重人

頭編 三八〇〇円 一五〇〇円



(近江八幡)

西河原遺跡は、野洲川右岸下流域の沖積地（自然堤防帯）に位置する遺跡で、これまでは平安時代から江戸時代にかけての集落跡と考えられていたが、近年の二回の発掘調査で中世の集落跡や屋敷跡と共に、その下層に飛鳥時代～奈良時代の木田遺構等が存在することが明らかとなっていた。

今回の第三次発掘調査地点は、「丙子年」（天武五年一六七〇）の文書木簡が出土

滋賀・西河原遺跡

にしたがわら

1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原

2 調査期間 一九九一年（昭和三十九）二月～一九九二年二月

3 発掘機関 中主町教育委員会

4 調査担当者 徳綱克己

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 飛鳥時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

した溝ノ部遺跡が南〇・八kmに、官衙状遺構群や天武朝の和文体木簡が出土した西河原森ノ内遺跡（木簡研究）が北〇・五kmに存在し、南北に並ぶ同時代の二遺跡の中間地点に位置するもので、西河原集落の鎮守である二之宮神社の隣接地である。調査は、個人住宅の建設に伴う事前調査で、二八五㎡を対象に三遺構面について調査を実施した。

第一遺構面では、平安時代末・中世～近世の水田区画と畠作の溝跡、小規模な建物跡・欄跡らしき柱穴等が検出された。第二遺構面では、平安時代中期～後期の掘立柱建物一棟以上とその崩壊後に形成された畠作に関わる溝跡多数が検出された。第三遺構面としたものは、本来二面以上の遺構面に分離することができる遺構面を調査の都合上一面としたもので、飛鳥時代～平安時代前期の掘立柱建物八棟以上とその西端に木簡四点が出土した溝一条（SD三三〇一）を検出した。溝SD三三〇一は、調査区の西端でかろうじて東岸肩部を検出したもので、幅三・二m以上、深さ一・一m、南北方向の逆台形の断面をもつ溝で、欄状の護岸杭を不規則に打ち込んでいる。なお、この溝跡は、西河原森ノ内遺跡や溝ノ部遺跡で発見された、条里型地割以前の田地割の一部にあたるものと考えられる。堆積層は、細かくは六層見られ、露出した植物を多量に含むシルト層（第一～四層）と、細砂層とシルト質極細砂層の互層（第五～六層）に分けられる。各地積層のおよその年代は、第四～六層が七世紀前半。

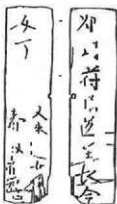
七世紀後半～八世紀初、第一～三層が八世紀中頃～九世紀後半と考
えられる。木簡は、第四層下部より、四点が出土した。溝跡より出
土した共伴遺物には、土器の他に木製品の琴柱・斎串・曲物底板・
箸、桃の種、獸(牛)の歯・骨、土鍾等がある。墨書土器には、「神」
「管万」[□]「管」[□]「成伴」[□]等の六点がある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「郡」[□]符馬道里長令[×]

「女丁」
又來[□]女[□]
□[□]□[□]□[×]

(1a) 34 × 5 019



(1)



(2)

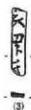
(2) ・ × 水[□] ×

・ × 「不道」[□] ×
(1b) 23 × 5 081

(3) × 「衣罪」[□] ×
(6) 10 × 4 081

(4) □ □ □ (30) × (10) × 8 081

(1)は、野洲郡から管内の馬道里の里長に女丁の差点を下達した文
書(「郡符」と考えられるものである。下半を折損しているのと裏面
の墨付が薄いため、事書の詳細な内容や発給者の位置、年月日等は
明らかでない。女丁については、「仕女丁」(大家令)、「女丁」(養老



(3)



(4)



倉、「仕女」(『続日本紀』神護景雲三年一〇月辛酉条)とも称され、賦役令仕丁条等によると、仕丁と同じく一般公民層から徴発される女の仕丁で、宮内省が検校し後宮十二司等で三年を任期に雑役に従事していたと考えられている。その数は、国の等級により国ごとに一と四人が差点され、天平一七年(七四五)の「宮内省移」(『大日本古文書』二卷四三三頁)や延喜民部省式等から、八・九世紀を通じておよそ一〇〇人前後であったと推定されている。近江国は延喜民部省式では大國であり、この当時は四人の女丁を送っていたと思われる。このようにこの木簡は、宮内省もしくは近江国司より女丁差点の命令を、野洲郡司を通じて、律令地方行政の末端である馬道里長に下達した文書で、里長の「里御宅」である可能性が出てきた西河原遺跡で廃棄されたと考えることができる。木簡の年代は、共伴遺物や書式から大宝元年(七〇二)と靈龜三年(七一七)の間と考えられる。

(2)と(4)については、何れも上下端を折損しており、(3)(4)はさらに左側を失っているため判読できなかった。今後の検討に待ちたい。

なお、木簡の判読、解釈に際しては、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々並びに立命館大学の山尾幸久氏よりご教示を得た。

(辻 広志)

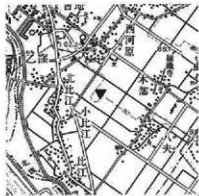
木簡学会役員（一九九一・九二年度）

	会長	狩野 久			
	副会長	早川 庄八	町田 章		
	委員	綾村 宏	石上 英一	鎌田 元一	
		鬼頭 清明	榮原水造男	佐藤 宗諱	
		館野 和己	東野 治之	永田 英正	
		原 秀三郎	平川 南	松下 正司	
		山中 敏史	吉田 孝	和田 翠	
監事		笹山 晴生	八木 充		
		柿木 謙周	鷺森 浩幸	清水 みき	
		鈴木 景二	寺崎 保広	土橋 誠	
		西山 良平	橋本 義則	森 公章	
		吉川 真司	渡辺 晃宏		

滋賀・湯ノ部遺跡

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町西河原・八夫⁺
- 2 調査期間 一九九一年(平3)五月～一九九二年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・勸励資財文化財保護協会
- 4 調査担当者 濱修
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

湯ノ部遺跡は、旧野洲川の形成した扇状地性の低地上にあり、現在は微高地上に立地する集落と集落に挟まれた水田地帯となっている。



(近江八幡)

遺跡は東西方向に形成された埋没微高地上に立地し、弥生時代以降の数多くの遺構・遺物が埋蔵されている。湯ノ部遺跡から北へ約一・二kmの地点には、七世紀後半から八世紀前半の木簡が二〇点近く出土している西河原森ノ内遺跡がある。

り、南東約3kmには野洲郡衙推定地の和田・小笹原遺跡がある。発掘調査は軌道建設に伴うもので、一九九〇年度の小比呂江遺跡の調査に引き続き、対象面積約七〇〇㎡について行なった。

調査の結果、下層より弥生時代前期から後期にかけての住居跡、祭祀場跡、方形周溝墓群を検出した。これは小比呂江遺跡から連続して形成されている。また、上層では七世紀後半から八世紀前半にかけての掘立柱建物や溝、鉄器生産の鍛冶関連遺構を検出した。掘立柱建物は二間×三間以上で、比較的小規模な建物である。鍛冶関連遺構としては幅五〇cm、深さ二〇cm程度の小溝により方形に区画された内側に、柱穴や鉄の溶解槽、鑪の羽口、炭化材などが廃棄された土坑、焼土跡などを検出した。この遺構は周辺に広がりをもつものと推定され、鍛冶関連の工房が存在したのと思われる。

木簡はこれらの遺構の西端を南北方向に区画する溝から出土した。この溝は幅約一・六m、深さ約〇・六mで、南北方向に二八mにわたり検出した。出土した遺物は、木簡一点のほか、須恵器の杯身・杯蓋・壺や、土師器の杯・甕のほか、斎串、獸角、排滓、木片などである。また、埋没した最終面から土馬片も出土している。出土した遺物の年代観は、須恵器の杯蓋がやや大型で、宝珠形のみをもち、内面にかえりがつくものであることから、七世紀後半の時期である。

西河原森ノ内遺跡も同時期の遺跡であり、湯ノ部遺跡も関連する

遺跡群と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「丙子年十一月作文記」 (背面)

・「滕文逸去五月□□藤人

自從二月日來□□養官丁

久蔭不潤□□□藤人

・「次之□□丁□□

及於□□□□□人

裁謹陳也

57.5 × 18.0 × 0.11

木簡は中央部が広がる長方形状で、従来の○一型式の短冊型とはやや異なる。厚さは2cmもあって、厚手である。完形品で、表・裏以外に側面にも文字を記す。

側面は背文字として「丙子年」の年紀を記す。丙子は六七六年か七三六年が考えられるが、干支を用いており、また共伴した出土遺物の年代から、前者と考えられる。「記」については「汜」とする異説もある。

表は文字が木目にそって湾曲して記載されている。二行目「来」から「養」、三行目「潤」から「蔭」の間は削りとられている。「文逸」については人名説が有力である。「去五月」は春五月とも読め

(背面)

丙子年十一月作文記

(裏面)

滕文逸去五月
自從二月日來
久蔭不潤
養官丁
藤人

(裏面)

次之
及於
裁謹陳也
養官丁
藤人

るが文意から「去」とする。「蔭」は三文字見られ、「蔭人」は二回記される。「官丁」は初出。「久蔭不調」は和文調である。

裏は表面に比べ腐蝕が甚しく、裏面を上に向けて出土したので、腐蝕時点でしばらく地表に放置されていたと思われる。一行目、二行目とも文意は不明。一行目の最後の二文字は「等利」か。二行目最後は「准」か。三行目は「裁護蔭也」で終る。

本木簡は文書木簡で、「久蔭不調」「蔭：護蔭也」の記載から、個人が官司にあてた上申文書と思われる。また、厚手の楡材を使用し、側面に年紀入りの背文字を記すことから、保管文書と推察され、實際の上申文書は別に提出されたものと思われる。「蔭：護蔭也」と公式令牒式条の「蔭云々。護蔭」との関連は明らかではない。早川庄八氏「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七)、『律令』(『補注』)によれば、蔭は日本でも唐でも下達文書、平行文書、上申文書のいずれにも用いられていた。本牒は上申文書として使われている。

「蔭人」は八世紀初頭から実施された蔭位制との関連が考えられるが、『日本書紀』天武五年(六七〇)四月辛亥条にみえる地方豪族の出身法についての勅との関連から、それより早く天武朝初年には地方豪族の出身法を「蔭」と呼んでいた可能性がある。

木簡と政治関連遺構との関連は明確でないが、西河原森ノ内遺跡の九号木簡には「金工人」の語が記されている(『木簡研究』一一

一四九頁)。

なお、木簡の釈読・内容については、立命館大学山尾幸久氏、大阪大学東野治之氏、奈良国立文化財研究所史料調査室など多くの方々のご教示を得た。

(領 修)

福島・小茶円遺跡



(平) 現在の海岸線は、一八〇

- 1 所在地 福島県いわき市平山崎字小茶円・馬場
- 2 調査期間 一九九〇年(平二)一月(継続中)
- 3 発掘機関 駒いわき市教育文化事業団
- 4 調査担当者 吉田生哉・猪狩みち子・佐藤勝比古
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 九一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 小茶円遺跡は、平の市街地の東方約四km、夏井川下流の右岸に位置する。太平洋の汀線から約三kmの位置にあり、古代の磐城郡磐城部に属する。ちなみに、磐城郡衙に比定される根岸遺跡は、小茶円遺跡の南東方向約二kmの所に位置し、付里制遺構(木簡研究)一三〇は、本遺跡南側に隣接している。

○年前頃に形成されたと考えられ、この地域には、掘進過程に形成された浜堤が数列確認されている。遺跡は、浜堤と浜堤の中間位に立地し、太平洋に向かって東に伸びる二つの海岸段丘の開口部に当たっている。現況は、夏井川に北面する田園地帯で、標高は三〜四m前後を測る。

小茶円遺跡の調査は、常磐バイパス道路改築工事に伴う発掘調査である。調査面積は、ほぼ南北に走る四五〇mの路線内、約一六〇〇㎡にわたる。

調査の結果、調査区域の南側部分で古代からの水田跡が数回確認された。北側部分からは古代から近世にかけての遺構群が多数確認されており、現在のところ独立柱建物二四棟、堅穴住居五二棟、井戸を含む土坑一八三基、溝三〇〇条などが検出されている。遺構の多くは、おおよそ九世紀から一〇世紀代に入ると考えられるが、今回報告する木簡の比定時期である一三世紀後半から一四世紀の遺構も若干含まれる。

遺物の出土量は、整理用コンテナ約二六〇箱である。その内訳は、土師器、須恵器が大半を占め、数点の弥生土器、灰釉陶器・緑釉陶器を含む灰釉陶器、手捏ね土器・土錮・カラカマドなどの土製品、曲物・碗・桶などの木製品、鉄滓や刀子などの金属製品もある。このうち、遺跡の性格を知る上で特筆すべき遺物は、緑釉陶器五二点、灰釉陶器九三点、カラカマド二個体、獸脚の風字硯一点である。ま



(1) 「
五月□□□□□
」 280×(25.5)×3 081

8 木簡の积文・内容

た、墨書土器、絞刺土器は一六点出土しており、判読できるものに、「十一」「十二」「十三」「石木田」「厨」がある。
木簡は五点あり、井戸から出土している。同型式の井戸から、常滑産の妻の口縁部が出土しており、その年代から木簡にも一三世紀後半から一四世紀の年代を与えることができる。

本遺跡の隆盛期は、九世紀から一〇世紀であり、中世に比定される遺構・遺物は、井戸以外ほとんどみられない。したがって、当該期における遺跡のあり方も、現在のところ判然としていない。隆盛期である古代の遺跡の性格を含め、今後の調査成果をふまえながら検討していかなければならない課題である。

出土した五点は、いずれも削痕がはなはだしく、文字は(1)の「五月」以外はほとんど判読できない。五点のうち、二点は表裏ともに削り残しの文字が観察されるが、他の三点は片面に文字が残るだけである。このため、内容等については不明と言わざるを得ない。五点とも長さ、厚さ、材質が同じで、うち一点の上・下端部片側隅が斜めに切り落されていることや、二点が接合されることを考慮すると、本来は折敷の底板として使用されていたものと考えられる。その後、敷板に分割され、井戸内に投棄されたようである。

なお、釈読にあたり、国立歴史民俗博物館平川雨氏のご教示を得た。

(吉田生哉)

宮城・富沢遺跡
とみざわ

- 1 所在地 宮城県仙台市長町南
- 2 調査期間 一九九一年(平成3)八月～二月
- 3 発掘機関 仙台市教育委員会
- 4 調査担当者 五十嵐康洋
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代と近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



富沢遺跡は、仙台市の南東部に位置し、広瀬川と名取川に挟まれた自然堤防から後背湿地にかけて立地している。この遺跡では、一九八二年の地下鉄建設に伴う調査で水田跡が重層して見つかり、現在も各種の開発事業に伴う調査が継続して行なわれている。総面積は九〇haに及び、大部分の地点で弥生時代中期から近世までの水田跡が検出されている。また、敷地点では

旧石器時代後期、縄文時代早期の生活面、中世の集落跡が検出されている。

今回木簡が出土した第七次調査区は、遺跡全体の北東端の自然堤防上に位置している。検出された遺構は、弥生時代中期、古墳時代、近世以降の水田跡と中世の集落跡である。集落跡からは溝五条、土坑三基、ピット九七基、方形堅穴状遺構三基、掘立柱建物二棟、柱列一条が検出されている。出土遺物には木製品(木簡、箸、建築材)、須恵器、土師器、陶器、磁器、鳥帽子の可能性のある漆製品等がある。遺構の年代は、検出状況や出土遺物から一三世紀～一四世紀に比定され、性格は、以前に調査した隣接する地区の成果と対照してみると、有力者の館跡に関連する施設であった可能性がある。木簡は、約四m×三mの方形堅穴状遺構から計三点が出土した。この遺構からは他に多くの種子類(イネ、トウガン、ソバ、ミツバ等)が出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「三斗三升」

・「□□□□」

一斗×三升×三升

樹種はヒノキ科ネズコと同定されている。

他の二点については、判断不能であったが、樹種は両者ともスギ科スギと同定されている。

9 關係文獻

仙台市教育委員会『富沢—富沢遺跡第15次発掘調査報告書』(一九八七年)

仙台市教育委員会『富沢遺跡第35次発掘調査報告書』(一九九一年)

(五十嵐康洋)



木簡研究 第九号

巻頭言

一九八六年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 興福寺旧境内 藤原京跡 和田原寺

橋寺 曲川遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 長岡京跡(4) 平安京右京三条二坊八町 平安京右京五条一坊三町 平安京右京五条一坊六町 平安京右京八条二坊二町 平安京右京八条二坊十二町 伏見城跡 大坂城跡 安堂遺跡 津田トッパナ遺跡 壹振A遺跡 抄布ヶ森遺跡 但馬国府推定地 初田館跡 福田片岡遺跡 清洲城下町遺跡(1) 清洲城下町遺跡(2) 厨倉遺跡 土橋遺跡 駿府城三の丸跡 東京大

学構内遺跡 浜野川遺跡 神照寺坊遺跡 浄珠寺遺跡 光相寺遺跡 吉地薬師堂遺跡 胆沢城跡 根城跡 生石2遺跡 新晋渡遺跡 弘田柵跡 田名遺跡 曾万布遺跡 辻遺跡 富田川河床遺跡 草戸千軒町遺跡 周防国府跡 中島田遺跡 大宰府跡 井相田C遺跡 吉野ヶ里遺跡

一九七七年以前出土の木簡(九)

平城宮跡(第三二次補足調査)

国語の表記史と森ノ内遺跡木簡

敦煌凌胡厓出土木簡の復原

漆紙文書集成

正倉院木簡の用途—原秀三郎氏の所説に接して—

岸俊男会長の思い出

稲岡耕二

大庭 新

佐藤宗輝・橋本義則

東野邦之

平野邦雄

衆報

田中 登

頒価 三八〇〇円 千五〇〇円

宮城・多賀城跡

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川・浮島
 - 2 調査期間 第六〇・六一次調査 一九九一年(平三)五月・
二月
 - 3 発掘機関 宮城県多賀城跡調査研究所
 - 4 調査担当者 真山 悟・柳沢和明
 - 5 遺跡の種類 国府跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には鎮守府も併置されていた。遺跡は、仙台平野の北東端に位置する標高二〇〇～五〇mほどの塩釜丘陵の西端に立地しているが、外郭南辺及び西辺の一部は標高四mほどの沖積地にも及んでいる。外郭は一辺六七〇～一〇〇〇mほどの不整形をなし、そのほぼ中央に東西一〇三m・南北一六mの政庁跡がある。一九九一年に木簡が出土したのは第六〇次・第六一次調査である。
- 一 第六〇次調査
- 第六〇次調査は、多賀城跡の北東部にある外郭東門の南西側に隣接する通称大畑地区を対象に実施した。この地区は、標高四〇～五

〇mで多賀城跡では最も標高が高く、南へ緩やかに傾斜する丘陵平担面である。この地区では今回を含めてこれまで六次にわたる調査が実施されており、奈良・平安時代の掘立柱建物・竪穴住居・井戸・溝などが広範囲にわたって多数検出されている。木簡が出土したのは井戸SE二一〇一で、木簡四三点、付札状木製品二点のほか、漆紙文書一〇点、土師器・須恵器・木製品・種子類・貝類など多量の遺物が出土した。土師器の年代はいずれも九世紀前半のものでまともっており、木簡その他の遺物も同一時期に含めうるものと考えられる。また漆紙文書には、弘仁十二年(八二二)の具注暦や天長七年(八三〇)の年紀を記したものがあつた。これまで多賀城跡では、木簡はいずれも外郭付近の低地から出土しており、今回のように丘陵上から出土したのは初めてのことであつた。

二 第六一次調査

第六一次調査は、多賀城跡南辺中央部の通称鴻の池地区を対象に実施したものである。この地区は、政庁西側から南へ下る谷が外郭南辺築地によってせき止められて形成された池であつたと考えられており、現在では低湿地になっている。堆積環境は低湿地・浅い池ないし沼・低湿地と変化していることが明らかとなつた。木簡は池ないし沼の後に形成された低湿地の段階の層位から出土した。この地区では今回を含めてこれまで四次にわたる調査が実施されており、土師器・須恵器・須恵系土器や、未製品を含む多量の木製品が出土

している。また第八次・第二〇次調査では木簡が出土している。今回の調査では木簡三点・付札状木製品二点のほか、漆紙文書一点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 第六〇次調査井戸SE二二〇

(1) ・「廣山二日出米九升

宮成五^{〔日〕}出^{〔斗〕}刀良^{〔日〕}三^{〔斗〕}小黒^{〔日〕}四^{〔斗〕}五^{〔斗〕}五^{〔斗〕}合・「子黒^{〔田〕}米一日五升乙万呂七^{〔日〕}出^{〔斗〕}米直^{〔黒〕}八^{〔斗〕}日^{〔斗〕}出^{〔斗〕}米子^{〔田〕}二^{〔斗〕}日^{〔斗〕}出^{〔斗〕}米(2) ・丈マ廣山 右件^{〔廣〕}マ^{〔斗〕}×

火長丈マ×

119×52×7 001

(178)×24×6 001

(3) ・「^{〔斗〕}丈マ子廣成米×□^{〔斗〕}清足米割×・「^{〔斗〕}合卷斗伍升

十二月三日

(80)×62×10 009

(4) ・「^{〔斗〕}黒春米一斗・「^{〔斗〕}二月十六日丈マ子^{〔斗〕}×

(79)×13×3 003

(5) 長丈部□^{〔斗〕}……□^{〔斗〕}□^{〔斗〕}

001

木簡は全部で四三点で、このうち二八点は削屑である。右に掲げたもの以外はほとんどが小片で判読できない。(1)は表に四行、裏に五行あり、各行はそれぞれ人名+日数+(出米)+数量からなる。多賀城内に何らかの形で勤務する人々に米を支給したものかと思われるが、一日あたりの支給量は均等ではない。(2)の「丈マ廣山」は(1)の「廣山」と同一人物とみられる。裏面に軍団の「火長」がみえる。(3)(4)も米の支給に関わるものであろう。(5)は削屑七点を接合して二片にまとめたものである。削屑はこのほかに二六点出土しているが、このうち一五点は文字の類似、木目の様子などから(5)と同一木簡と考えられる。



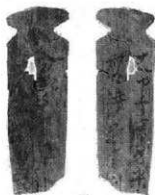
(2)



(1)





(4)



(3)

二 第六一次調査出土木簡

(1)  有有 (180) × 12 × 1.8 88

(2) 「 合 」 (180) × 12 × 0.88

(1)(2)の廃棄年代は、木簡が出土した層位及び共伴する遺物により、(1)が九世紀後半、(2)が九世紀中頃と推定される。なお、これらの他に、曲物の底板に墨書が認められるものが一点あるが、文字は判読できない。

9 関係文献

宮城県多賀城跡調査研究所「宮城県多賀城跡調査研究所年報 一九九一」(一九九二年)

(鈴木拓也)



第60次・61次調査木簡出土地点

宮城・えんぶくじ 円福寺遺跡

- 1 所在地 宮城県宮城郡松島町松島字町内
- 2 調査期間 一九九一年(平3)三月～四月、五月～七月
- 3 発掘機関 宮城県文化財保護課・瑞巖寺
- 4 調査担当者 後藤勝彦・新野一浩
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 一三世紀中頃～一四世紀末
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

円福寺遺跡は、塩釜市街地の北東約7km、松島湾の北西部に位置する。遺跡の立地は、北西から南東に向かって伸びる谷の開口部にあたる海浜低地で、標高4m前後を測る。

円福寺遺跡の調査は、瑞巖寺の地下貯水槽改修工事と宝物館新館建設に伴う事前調査で、宮城県文化財保護課の指導を受け、瑞巖寺(松島)が実施したものである。非常に限られた範囲の調査で



あったが、中世に存在した円福寺に関わると思われる基壇などの遺構と多量の遺物が発見された。しかし、遺構の年代を示す資料がないうえ、円福寺に関する文献も少ないため、詳細な年代は判然としなが、一三世紀中頃から一四世紀末と思われる。

遺物は整理用コンテナに約一〇〇箱ほどである。瓦が最も多く、次いで国産陶器(瀬戸・常滑・地元産・木製品、また若干の輸入青磁片も出土した。瓦や陶器は火災後に行なわれた整地の土に大量に含まれていたが、木製品は自然堆積層中にあり、保存状態はきわめてよい。ほとんどが箸・木匙・曲物・折敷・漆器などの日用品で、珠数玉・舟形などの信仰に関わるものは非常に少ない。

木簡は一点のみ出土。遺構に伴う状況ではなく、大量の木製品を含む自然堆積層から、箸・櫛・漆器・木匙・下駄・削屑等とともに出土した。



8 木簡の釈文・内容

(1) □□□

(70)×13×3 81

木簡は上下を欠失する。文字はにじんだようにみえ、赤外線をあててみたものの判読はできなかった。

9 関係文献

瑞巖寺博物館『円福寺遺跡事前発掘調査報告書』(一九九二年)

(新野一浩)

木簡研究 第二〇号

巻頭言——木簡学会の十年——

一九八七年出土の木簡

原 秀三郎

概要 平城宮・京跡 興福寺勅使坊門跡下層 藤原宮跡 藤原京跡
 藤原京左京九条三坊 紀寺跡 長岡宮跡 長岡宮・京跡 鳥羽離宮跡
 千代川遺跡 矢谷遺跡 大板城跡(1) 大板城跡(2) 藤原南遺跡
 宅原遺跡(豊浦地区) 長田神社境内遺跡 書写坂本城跡 砂入遺跡
 杉垣内遺跡 清洲城下町遺跡 岩倉城遺跡 勝川遺跡 刈安賀遺跡
 山中遺跡 小町二丁目一〇七番地点遺跡 宮町遺跡 川田川原田遺跡
 光相寺遺跡 妙乘寺遺跡 釜岡遺跡 南古船遺跡 大福遺跡
 手取清水遺跡 角谷遺跡 横江荘遺跡 白环遺跡 車戸千軒町遺跡
 延行条里遺跡 長門因分寺跡 安養寺遺跡 金光寺跡推定地 博多遺跡群(築港経国係第三次調査) 吉野ヶ里遺跡群 木古牟田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一〇)

平城宮跡(第四四次)

中世木簡の一形態——山札・字札についての覚書——

雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

木簡の保存処理

巻報

『木簡研究』六・一〇号総目次

研究会報告一覧

木簡出土遺跡報告書目録

木簡出土遺跡一覧

石井 進
 工藤 元男
 沢田 正昭

頒価 三八〇〇円
 寺崎 保広
 寺崎 保広
 〒五〇〇円



(金沢)

川を使って荷揚げがされた水運の便が良い所である。木簡は、一九九〇年の調査で五四点、一九九一年の調査で二点、合計五六点が出土している。それらは奈良・平安時代の初期荘園の経営などに關わるもので、九世紀代の遺構は東大寺領横江荘と推定されている。今回木簡の出土した遺構は、一九九〇年の

石川・上荒屋遺跡

（かみあらや）

1 所在地 石川県金沢市上荒屋六丁目

2 調査期間 一九九一年（皇三）五月～一〇月

3 発掘機関 金沢市教育委員会

4 調査担当者 出越茂和・小西昌志

5 遺跡の種類 荘園跡・集落跡・墓域

6 遺跡の年代 弥生中期、古墳前期、奈良・平安・鎌倉時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

木簡と同じく河川跡SD四〇（幅約八m、深さ約二m）で、その上流（東方）からの出土である（詳細は『木簡研究』一三を参照されたい）。

8 木簡の釈文・内容

(1) 別止万呂、服マ安万呂二人

万呂、福羅、三田万呂

(四) × (三) × 四

(2) 「<老斛一斗三升」

一斗 × 三升 × 三

(1)は、各人名の上部に墨点を施しており、当遺跡では『木簡研究』一三号掲載の例に次いで二例目であり、墨点はなんらかの勘検の跡と考えられる。なお、一三号掲載の表、最初の部分は、「別止万呂十一束」と読んで、(1)の別止万呂と同一人とみてよさそうである。(2)は上端の左右に切り込みのある付札木簡で、当遺跡では類例が全部で八点あり、その内、數量が記載されているのは六点である。一般に左右に切り込みのない「白米」「黒米」の付札木簡は五斗が基本的な數量であるが、上述の六点は、一三号所載(5)の「穀種一石二斗」の他は品目が記入されておらず、また、その量目はすべて一石以上である。なお、木簡の釈文は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

9 関係文献

金沢市教育委員会『金沢市上荒屋遺跡概報』（一九九一年）

（小西昌志）



(2)



(1)

鳥根・稲城遺跡



(今市)

稲城遺跡は、県道改良事業に伴う試掘調査によって確認された遺跡で、斐川町南部に所在する仏経山を主峰とする尾根筋より、北に派生する低丘陵の縁辺部に位置する水田地帯にある。標高は、8m前後を測る。「出雲国風土記」にみえる出雲郡出雲郷にあたる。この県道改良予定地内には、本遺跡より西約二二〇mに奈良～平安時代にかけての倉庫跡が検出された。

- 1 所在地 鳥根県蘆川郡斐川町大字出西
- 2 調査期間 一九九一年(平三)一〇月
- 3 発掘機関 斐川町教育委員会
- 4 調査担当者 金築 基
- 5 遺跡の種類 遺物散布地
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

後谷V遺跡、東約三〇〇mには七世紀末～八世紀初の軒丸瓦が出土している小野遺跡が存在する。
調査の結果、水田面下一・〇～一・五mに堆積しているオリープ黒色土より、呪符木簡一点と須恵器壺片一点が出土した。須恵器は平安時代前期のものであるが、木簡との共存関係は不明である。

8 木簡の积文・内容

(170)×(60)×(10)

(1) 「符懸」如律令
上端は圭頭状をなすが、下端は欠損のため不明である。上部に「イ点」を、下部に「如律令」の呪句を記している。なお、本木簡には「急々」の呪句は記されていない。中に記されている符懸は「日」と「口」の文字を組み合わせたものである。

(金築 基)



山口・長登銅山跡

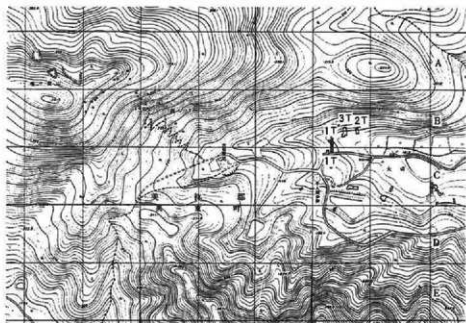
ながのぼり

- 1 所在地 山口県美祢郡美東町長登
- 2 調査期間 一九九一年度調査 一九九二年(平3)八月1
一九九二年
- 3 発掘機関 美東町教育委員会
- 4 調査担当者 池田善文
- 5 遺跡の種類 銅生産官衙跡
- 6 遺跡の年代 八〜一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



長登銅山跡は、山口県中央に位置するカルスト台地秋吉台の東麓にあたり、東西一・六km、南北二kmの範囲内に、古代から昭和期にわたる採鉱跡(一五群)や製錬跡(七カ所)が所在する。なかでも、長登集落から西に細長く入り込む大切谷と、その谷頭に位置する権ヶ葉山一帯が、古代の産銅遺跡(採鉱・製錬

権ヶ葉山Ⅱ区・権ヶ葉山Ⅰ区・滝ノ下区・大切Ⅴ区・大切Ⅳ区・大切Ⅲ区・大切Ⅱ区



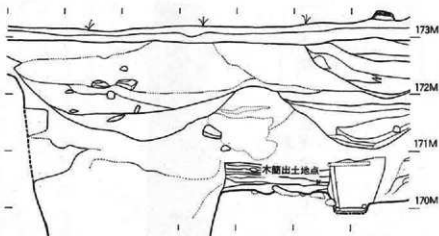
長登銅山跡調査地点

跡)として把握でき、推定一五haあまりの広さとなる。

一九九〇年度の調査で、約一五〇点の木簡が初めて出土し、その内容から、官営の銅製鐵遺跡であることが明らかとなった。これらの木簡の内容については、『木簡研究』一三号で概要を報告したように、銅・唐の付札、官衙内で働く技術者グループが生産した銅塊製品の付札、官衙内に搬入された炭・和炭の記録、官衙内での米の支給や炭竈の築造、逃亡者の数を記した文書木簡などがある(赤外線テレビカメラによる再調査により若干釈文の修正を行なった。美東町教育委員会『長登銅山跡』を参照されたい)。また、これまでの調査で、耐火粘土の採取坑群や製鏡伊跡、選鉱場などが検出され、須恵器・土師器の他に緑釉陶器・六連式製塩土器・多数の木製品や鹿骨が出土している。製鏡関係遺物としては、羽口・伊壁片・要石・掘堀(叩き石)・酸化銅(孔雀石)・硫化鉄・松明片などがある。

一九九一年度の調査は、国庫補助事業としての重要遺跡確認緊急調査の第三年次にあたる。遺跡が広大であり、なおかつ深い所で四〜五mの堆積土があつて、未だ遺跡の全体像把握に至っていない。したがつて、一九九一年度も遺跡の範囲と遺構分布を探る目的で、北限域を中心にトレンチを設定した。

調査の結果、大切谷の北側斜面(大切ⅢB区3T)に、焼土坑とこれに伴うとみられる溝状遺構を検出した。焼土坑は径一・五m、深さ四〇cmの浅い皿状で、炭か鉄石を焼いた焼甕と推定できる。なお、



ⅢB区1T東焼土層図

この北側斜面から南の谷へ向って設定した幅3m、長さ10mのⅡB区1Tは、谷筋で地表下3mあまりも落ち込み、谷底から八世紀の須恵器・土師器・若干の木製品・石製品・桃核などが出土した。厚く堆積したからみ(銅礫)混りの土層からは、緑釉陶器や墨書土器「口合」も出土している。

木簡は、地表下二・八m、標高一七〇・四五mのレベルから一点のみ出土した。谷底は、花崗岩塊や真砂土の地山で、この上に厚さ三〜一〇cmの遺物包含層(茶褐色木屑層)や砂層が相互に堆積しており、木簡はこの中位から「佐美郷」と書かれた面を上にして出土した。一九九〇年度に木簡が多数出土した大切ⅢC区2T(旧来の報告では大切Ⅲ区またはⅡ区と表記していたが、一九九二年四月以降は、大切ⅢC区2Tと改称する)の地点と、土層の様相が類似している。

これらの土層のレベルは、西北から東南方向に僅かに低くなっており、古代の谷筋のなだらかな傾斜地と推定できるが、ⅡB区1Tの谷底は、後の時期の排水溝や踏乗排水溝の掘削によって大幅に改変されている。したがって、遺物包含層が幅一・五m程度かろうじて残存していたもので、木簡などの出土は倥幸というほかない。この地点は、大切谷の本筋にあたるため、常に谷水の流路となっていたと推定できる。

このⅡB区から西方四〇〇mの山の斜面には、三〇数カ所の採鉱跡坑口が点在しており、発掘調査と並行してこれらの坑道の調査を

行なった。概々素山山頂附近に所在する露天掘跡の底は、さらに横坑や立坑が複雑に掘削されていて、これが斜面の坑口にも通じている。いわば、山全体が鐵の巣状になっている。この坑内から八世紀前葉の須恵器を採集することができ、長登銅山の製錬と採鉱が一貫していたことが確認できた。

8 木簡の积文・内容



(1) 「天平三年九月佐美郡觀原里唐米六斗」



長×幅×厚 2.5×1.5×0.2

木簡は、出土した当初は全体的に黒褐色を呈し、文字は鮮明でなかったが、EDTAによる数回の染み抜きによって、肉眼でも判読できるようになった。材質は杉証目。下端部は、表裏両面から押し切っているが、切断する面がずれて粗雑な作りとなっている。文字は、郡里から書き出し、裏に二人分の氏名を併記したが余白がないので、年号は表の余白に追記したものとみることができ。郡名を省略しているので、郡以下の機関で作成され、長登官衙に搬入されたものと考えられる。

「佐美郡」は、『和名抄』に記載のある美祢郡の郷名「作美郷」と同一であることに問題はないが、美祢郡内にサミの比定地が見つからないので、従来から山陽道と山陰道を連絡する道の駅家である阿武郡「参見」をあてるのが一般的であった。参見(現在の萩市三見)は、長登銅山跡の西北にあたり、地形は美祢郡と同様の山地系であるので、当時は美祢郡に編入されていたと考えれば、『藤原石』『防長風土記』、最も有力な比定地といえるが、美祢郡域が日本海まで及ぶこととなり、これに対する異論もある。今のところ詳細な検討が

行なわれていないので、今後の研究に待ちたい。なお、「観原」も該当地は不明である。

木簡の釈読にあたっては、山口大学の八木充氏のご教示を得た。

(池田善文)

福岡・雀居遺跡

- 1 所在地 福岡市博多区福岡空港内
- 2 調査期間 一九九一年(平三)一〇月～二月
- 3 発掘機関 福岡市教育委員会
- 4 調査担当者 下村 智
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 一〇～一世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺物の概要



(福岡)
 一九七二年まで米軍の板付基地となっていた。戦前の地形図によれば、周辺には水田が広がり、微高地が部分的に分布している状況であった。現在は改変され、標高五m前後の平坦地となっている。

雀居遺跡は、福岡平野の東側に位置し、御笠川の右岸に広がる遺跡である。初期稲作農耕で有名な板付遺跡の北方二kmの位置にあたる。現況は福岡空港用地である。

雀居遺跡の調査は、運輸省の空港整備事業に関わるエプロン増設工事の事前調査として実施したものである。事前の試掘調査によって遺跡の範囲は二〇〇〇㎡に及ぶことが明らかになっている。その内、一九九一年度分工事範囲内の一七〇〇㎡を調査対象とした。

調査の結果、上下二面の遺構群が検出された。第一面は、標高四・四五～四・一五mを測り、淡青灰色シルトと褐色砂層を基盤として、土坑六六基、溝五集、井戸三基、ピット四七個が確認された。土坑は、径1m前後から四mを超えるものまであり、円形、楕円形、不整形、不定形を呈し、断面は皿状に窪む。井戸は、素掘りのものと井筒に曲物を用いるものがある。溝は、南東から北西に流れる自然流路と、北西―南東方向、西南西―東北東方向をとる二条の区画溝がある。区画溝は、幅一・八～三・〇m、深さ〇・三m前後である。

第二面は、標高四・一五～三・六五mで、水田跡と溝が確認された。黒色粘質土が基盤となっている。畦畔、足跡がよく残っており、畦畔はT字状に接合している。溝は幅一・六～三mの大溝で、東南から北西側に流れている。西岸には護岸用の杭列が二七mにわたって検出された。

遺物の出土量はあまり多くなく、整理用コンテナ三二箱分である。第一面の土坑及び溝からは、炭化した米や麦とともに内黒及び黒色の土師器が多く出土している。滑石の石銅片が数点、輸入青白磁は

ごく少量出土しているに過ぎない。木簡は、第一面の北西から南東方向をとる区画溝の底から出土した。自然流路では木製品の残りが良好で、建築部材、曲物、機械具の復、斎串などが出土している。

第二面の大溝からは土師器、曲物、横櫓などが出土している。その中で、内黒土師器碗の外底部に「天上」と墨書したものがあつた。時期は、第一面が一〇〜一二世紀、第二面が一〇世紀に属すると考えられる。

雀居遺跡は、今回が初めての調査であり、平安時代後期から末期の遺構、遺物を検出したが、周辺の様子が分らないので遺跡の性格を判断しにくい。第一面では、区画溝と共に柱穴を検出したが、建物としてはまとまらなかった。

遺跡の立地する旧席田郡には、『和名抄』によれば平安期に石田、大田、新居の三郷があつたとされる。『延喜式』兵部省式諸国駅伝馬条には、筑前国一九駅のひとつに久遠駅がみえ、駅馬一〇疋を常置していた。久遠駅は、粕屋郡夷守駅から大宰府に向う途上の駅で、席田郡大田郷に所在したとされる。現段階では郡衙や郷の確定もできていないが、席田郡内には駅家や郡衙、郷などの関連施設が存在した可能性があり、今後の調査を含めて検討が必要であらう。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□□□□

(177)×85×6 081

六文字分を確認できるが、遺存状態が悪く判読できていない。下三文字はやや残りはよいが偏の大部分が欠損している。旁から類推すると、順に「爾」「汝」「治」もしくは「貽」か。

(下村 智)



長崎・興善町遺跡（八尾宅跡）



(長崎) 興善町
年(一九九〇)に新たに一七
カ町が設けられた。興善町
はこの時できた町の一つで、

- 1 所在地 長崎市興善町
- 2 調査期間 一九九一年(平3)二月～一九九二年一月
- 3 発掘機関 長崎市教育委員会
- 4 調査担当者 永松 実
- 5 遺跡の種類 町屋跡
- 6 遺跡の年代 一四～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

興善町遺跡は長崎市中心部の官公庁街にあり、長崎市役所から県庁方向に伸びた標高約一一mの段丘上に立地している。元龜二年(一五七二)台地先端の県庁

付近に、ポルトガルとの貿易のため、肥前のキリシタン大名大村純忠により六カ町がつくられた。その後、

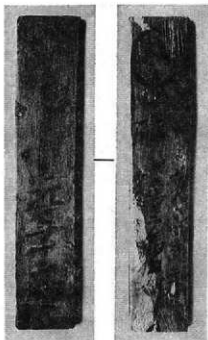
これらの町に接して文禄元年(一五九二)に新たに一七カ町が設けられた。興善町はこの時できた町の一つで、

当初は新町と名付けられたが、一九六三年に興善町と町名変更された。

興善町遺跡のこれまでの調査としては、一九九〇年に行なわれたビルの建設に伴うものがある。近世遺構として屋敷の礎石、地下室、井戸などを検出し、遺物としては陶磁器が多量に出土した。なかでも慶長元(寛永二〇年(一五九六～一六四三))ごろの中国景德鎮窯系、福建・広東窯系の染付が多い。国産のものでは陶器は唐津焼が多く、備前の襷鉢などもある。なかでも注目されるのが茶陶である。志野・織部・染の茶碗や向付、茶入がある。このほか朝鮮王朝の堅手茶碗、中国の褐釉四耳壺など国内外の多彩な製品が出土している。また、長崎開港と共に布教されたキリスト教関係の遺物として、ロザリオの玉やタルスが見つかっている。

この地域は古文書などの調査から、八尾氏の屋敷跡と判明している。八尾氏の祖先は大坂八尾の出身と伝えられ、初め具足屋といひ、元和四年(一六一八)具足屋源左衛門が、新町の乙名(地役人)を勤めて以来幕末まで世襲している。

今回報告する木簡の出土した調査区も八尾宅跡の一部で、前回同様ビル建設に伴う発掘調査である。遺構としては屋敷の礎石、柱穴、土坑を検出した。



木簡の出土した遺構は、発掘区の東壁にかかる東西二・五m×南北三・五m、深さ一mの不整楕円形の土坑である。内部から木簡のほかには櫛、下駄、朱漆塗碗、桶の木材、木片、陶磁器、動物遺存体などが出土した。

8 木簡の釈文・内容

「 戊 寛永五年

(1) ・④ 老番白糸三拾五斤

辰 霜月吉日」

・「京□□町

山地与十郎」

165×33×7 011

表の④は八尾氏の「八」を表すものと推測される。裏面の山地与十郎については定かでない。樹種は本州・四国に分布する常緑針葉高木であるヒノキ科のネズコである。

白糸の木簡としては、平安京左京内膳町跡から、慶長九年（一六〇四）に白糸六〇斤を長崎年寄中から京都の糸商松屋三郎右衛門に宛てたものが発見されており（『木簡研究』二）、今回のものはこれに次ぐものである。

今回白糸の木簡が宅地内から出土した八尾氏は糸割符仲間か、彼らと関係の深い人物であったと考えられる。そして、出土した茶碗と白糸の付札は、京都や堺との文化及び経済面での深い交流を物語っている。

（永松 実）

木簡研究 第二号

巻頭言

狩野 久

一九八八年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京二条二坊十一・十四坪坪境小路跡 平城京左京二条四坊二坪 東大寺大仏殿廻廊西部地区 藤原宮跡 藤原京跡 長岡宮・京跡 長岡京跡 嵯峨院跡(史跡大覚寺御所跡) 大坂城跡 東郷遺跡 吉田南遺跡 小犬丸遺跡 姫路城跡(武家屋敷跡) 姫路城跡(東部中遷) 玉手遺跡 袴狭遺跡 山の神遺跡 池ヶ谷遺跡 瀬名遺跡 居村B遺跡 今小路西遺跡(福祉センター用地) 中里遺跡 中江田本郷遺跡 高溝遺跡 狐塚遺跡 仙台城二の丸跡 熊野田遺跡 一乗谷朝倉氏遺跡 三小牛へべ遺跡 能登国分寺跡 菊久遺跡 草戸千軒町遺跡 尾道遺跡(GD01地点) 紺屋町遺跡 下川津遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一)

出雲国庁跡

中国出土簡牘の保護研究

胡 繼高

中国出土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)

沢・佐川正敏

木箱と文書

小池伸彦

所謂『長屋王家木簡』の再検討

大山誠一

有簡尾字による固有名詞の表記

大飼 隆

彙報

頒価 三八〇〇円 千五〇〇円

木簡研究 第二二号

巻頭言

田中 琢

一九八九年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京二条四坊十一坪 粟節寺 西大
 寺 藤原宮跡 藤原京跡 山田寺跡 上之宮遺跡 飛鳥京跡
 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京左京三条三坊
 十六町 平安京西市外町 平安京右京六条一坊十三町 平安
 京右京七条二坊十四町 久田美遺跡 大坂城跡(1) 大坂城跡
 (2) 大坂城跡(3) 上清流遺跡 日置荘遺跡 上町遺跡 小曾
 根遺跡 森北町遺跡 但馬園分寺跡 砂入遺跡 嶋遺跡 山
 国・源ヶ坂遺跡 上海野・宮ノ前遺跡 清洲城下町遺跡 川
 合遺跡 八反田地区 多摩ニータウン遺跡群(No.1-7遺跡)
 西河原森ノ内遺跡 木部遺跡 虫生遺跡 筑摩御遺跡 国分
 城遺跡 門田条里制跡 胆沢城跡 秋田城跡 辻遺跡 寺前
 遺跡 天神山遺跡 百間川原尾島遺跡 草戸千軒町遺跡 周
 防国府跡

一九七七年以前出土の木簡(一二)

平城宮跡(第三五次)

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって

山尾 幸久

木簡類による和名抄地名の考察

工藤 力男

内資人考

春名 宏昭

頒価 三八〇〇円 千五〇〇円

巻報

——日本語学のたちばから——

一九七七年以前出土の木簡（一四）

奈良・平城宮跡（第五〇・五一・五二・六三次）

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 第五〇・五一・五二次 一九六八年（昭43）七月
 一九六九年二月、第六三次 一九七〇年五月、七月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 坪井清足
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代、平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 調査地は平城宮の西辺で西面中門（佐伯門）の東北に接する場所であり、合計九次にわたる発掘調査が継続して行なわれた。
 調査の結果、この場所は奈良時代初期から平安時代初期にかけて五時期の変遷をとげるが、ほぼ全時期を通じて、南北九〇〇尺、東西三二〇尺という長大な区画をもった官衙跡であることが判明した。

平安宮「宮城図」によれば、西面大垣に内接して左右馬寮が南北に配置され、ともに南北八四〇尺、東西三五〇尺という南北に長い敷地をもつ。また、藤原宮の発掘においても宮西辺にやはり南北に細長い「西方官衙」跡が確認されており、平城宮も含めた三者は同様の性格の官衙と推定しうる。

遺構は官衙域の北半に正殿や脇殿などからなる正序ブロックがあり、南半は中央が広い空間となり、東と西に桁行の長い南北棟が配される。出土遺物のうち、墨書土器には「主馬」が一点、「内廐」が一点含まれており、これも官衙名推定の有力な手がかりとなる。

以上のような諸点から、この区画内の官衙は左右いずれかの馬寮に相当し、宝龜一〇年（七七九）天応元年（七八）頃には統合されて主馬寮となり、のち再び左右馬寮となる官衙といえよう。そのように考えることにより、官衙としては特殊な遺構である発掘区南半の南北に長大な建物を馬房に、中央の空間を馬の調教場に比定することも可能となる。

木簡が出土したのは計五カ所の遺構である。以下、次教毎に述べる。

一 第五〇次調査

SD五九六〇 馬寮の東隣にある官衙の西辺を画する素掘りの南北溝で、埋土から木簡が一点出土した。伴出遺物から、この溝は平城遷都後ほどなく掘削され、奈良時代中期まで存続したとみられる。

二 第五一次調査

SA五九五〇 馬寮の東を画する独立柱南北溝で、佐伯門から東へのびる道路部分より発し、北は馬寮北辺からさらに北へのびている。奈良時代中期の遺構である。この溝の一つの柱穴から四点の木簡が出土した。

三 第五二次調査

SD六一五五 馬寮の東隣にある官衙の西を限る南北築地SA六一五〇が廃絶した後、これを切って掘られた土坑状の東西溝である。この埋土から木簡一点が出土した。伴出遺物からみて、平安時代初期に属する。

四 第六三次調査

SD六四七七 馬寮の北を限る東西築地SA六四七五の北南溝溝である。木簡は一点で、奈良時代末期～平安時代初期の土器類が伴出した。

SD六四九九 馬寮の東の官衙北限の築地SA六五一〇のさらに北にある東西溝で、木簡が一点出土した。木簡の年紀は天平一〇・一一年に集中し、遺構の切り合いからも奈良時代中期に位置づけら

れる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 志摩国志摩郡手館里戸主大伴部荒人□□

和漢根二斗
□□
□□五年四月廿日
〔25.0×11.5 031〕

(2) 「阿波国阿波郡秋月郷米物部小龍一俵」

×十六一又七 七百廿九 八十一 九一 三百廿四

(4) 攝進兵士四人依蓮池之格採敷欠

注「坂」以移「坂坂」 天平十年六月九日





- (5) ・ × 進兵士三人依東園 ×
 □ 以移 天平十年閏七月十二 ×
 (12) × 12 × 2 011
- (6) ・ 「鳩掃進兵士四人依人役數欠」
 ・ 「状注以移 天平十一年正月二日」
 17 × 14 × 2 011
- (7) ・ □ □ 進兵士四人依人 □
 ・ □ □ 以移 □ □
 (12) × 12 × 2 019
- (8) ・ 「鳩掃進 ×」
 ・ 「以移」
 (12) × 12 × 2 019

各木簡の出土遺構は(1)がSD五九六〇、(2)がSD六一五五、(3)がSD六四七七、(4)～(8)がSD六四九九である。

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅷ』(一九八五年)
 同『奈良国立文化財研究所年報 一九六九』(一九六九年)
 同『同 一九七一』(一九七一年)
 同『平城宮発掘調査出土木簡要報(六)』(一九六九年)
 同『同(八)』(一九七一年)

(寺崎保広)

大阪・上田部遺跡

かみたべ

- 1 所在地 大阪府高槻市桃園町
- 2 調査期間 一九六九年(昭四四)五月
- 3 発掘機関 高槻市教育委員会
- 4 調査担当者 原口正三
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

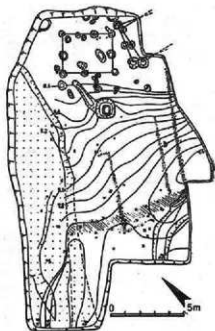
上田部遺跡は芥川の東方、現高槻市の市庁舎の敷地内に位置し、市庁舎の建設に伴う事前調査で発掘が行なわれた。調査地域の北側



(京都西南部)

には小規模な独立柱建物二棟、井戸などがある。南側では沼と思われる深い泥炭化した黒色粘土層(凹部には薄く砂層が堆積する)の上にて二面の水田が形成されている。下の水田には東西方向の、水路に伴う枕列や屈曲した溝があり、上の水田に

は南北方向の枕列がある。下の水田が土砂で埋没したために新たに水田が作られたらしいが、木簡をはじめとする遺物からみて、両者の間に大きな時間差はない。木簡はすべてこの二面の水田から出土した。木簡のほか、馬塚・田下駄・機織具などの木製品、土器、和同開珎、牛骨などの遺物があり、牛耕をなしうるほどの規模の農業経営を想定することができる。そのうえ、小字名が「田部」であること、「田子」と墨書した土器があることなどから、竹村屯倉の系譜を引く摂津国の官田跡とする見解が有力である。ただし、木簡やその他の遺物は西方の芥川の分流が溢れたために、おし流されてこの地に堆積したものと考えられている。



8 木簡の釈文・内容

- (1) □□十五尻今遺定五百廿三尻
〔143〕×〔5〕×4 019
- (2) 品運部君□□
〔船末〕
〔146〕×〔8〕×9 019
- (3) 「土止申
〔95〕×〔5〕×5 019
- (4) 土□□□□□
〔155〕×〔18〕×4 019
- (5) ・□□√
・□□√
〔85〕×〔5〕×5 039
- (6) ・今遺二段□□□□巷分
天平七年閏十一月廿三日
・
□□□□主道守千足
〔285〕×〔30〕×6 019
- (7) ×月六日
十二月
□□□□致□□
四月申日
□□□□□
〔65〕×〔36〕×2 031

(9) □□□□
〔17〕×〔15〕×3 081

④ 「○□□曾□在高不□々」
〔高〕

・「○□□□□□」

□□□□
79×14×3 033

① 七□□□□
〔155〕×〔15〕×3 081

出土した木簡は一三点あるが、一点は複製焼失し、一点は腐蝕が激しい。(1)には裏面にも墨痕がある。(1)(6)は田積の計算に関わるもので、いずれも違った田の面積を記している。(1)の「尻」は代に通じるとされている。(6)の天平七年閏十一月という年紀に注目し、これらの木簡は天平七年の班田と関連するとされているが、これらが官田と関連するとすれば、班田の対象外とされた可能性が強く、班田との関連は疑問であるとする見解もある。

9 関係文献

- 高槻市教育委員会『上田部遺跡調査概報一九六九』(一九六九年)
原口正三・富成晋也『大阪府高槻市における上田部遺跡と川西遺跡の調査』(『日本歴史』二五六 一九六九年)
高槻市史編さん委員会『高槻市史』第六(一九七三年)
木簡学会編『日本古代木簡選』(一九九〇年)

(豊森浩幸)

大阪・くんげいみしろ郡家今城遺跡

- 1 所在地 大阪府高槻市今城町
- 2 調査期間 一九六九年(昭四)
- 3 発掘機関 大阪府教育委員会
- 4 調査担当者 田代克己
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代~平安時代前期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都西南部)

郡家今城遺跡は高槻市のほぼ中央を流れる芥川の西に位置する。この地域は摂津最大の前期古墳群である弁天山古墳群や今城塚古墳、

また、芥川庵寺、式内阿久刀神社が存在するなど、古くからの三嶋地方の中心地であり、鴨上郡衙に比定される郡家川西遺跡もこの地に存在する。この遺跡は郡家川西遺跡の西に接するようには存在し、存続期間がほぼ同じである点などから、

郡衙と密接に関連する遺跡と考えられている。

調査は大阪府立三島高校の建設に伴うもので、敷地内の北東寄りの調査区では多数の掘立柱建物や井戸などが検出された。木簡は調査区の北端に存在する井戸から出土した。井戸は径一・七mの円形の掘形を持ち、底部では曲物桶数個を使用して井戸枠としている。木簡とともに土師器、青串が出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 鳥取部□六人部子□□□

(110)×12×3 019

9 関係文献

高槻市史編さん委員会『高槻市史』第六(一九七三年)

(亀森清幸)



(京都西南部)

中心地であり、また「郡家」の地名が残っていることから、嶋上郡衙の所在地に比定された。一九六五年からこの地の調査が開始され成果を挙げてきたが、一九七〇年には宅地造成に伴う調査が実施された。調査区は川西小学校の北西に隣接する地域で、調査面積は造成予定地の未造成分約四五〇㎡である。

大阪・郡家川西遺跡

くんげかわにし

- 1 所在地 大阪府高槻市郡家本町・清福寺町・川西町
- 2 調査期間 一九七〇年(昭45) 一〇月～二月
- 3 発掘機関 大阪府教育委員会
- 4 調査担当者 畑江門也
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安中期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

る。調査では掘立柱建物一四棟、木簡が出土した井戸一基などの遺構が検出された。井戸は調査区の中央付近にあり、二・五m×二・九mの不整形の隅丸方形の掘形内に、上面で直径一m、底面で〇・九mの大きさをもち、深さは二・八mを測る。底から地表面まですべて川原石を用いた石組がなされており、中央部でやや刷張りがある。この井戸からは木簡のほか、多数の完形の土師器、耳環、鉄鍔などが出土しており、土師器の中には「上郡」の墨書を持つものがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「小□□」

01×18×4 001

9 関係文献

大阪府教育委員会『嶋上郡衙跡発掘調査概要Ⅳ』(大阪府文化財調査概要一九七〇―一) 一九七一年
高槻市史編さん委員会『高槻市史』第六(一九七三年)

(葉森浩幸)

木簡研究 第二三号

巻頭言

征山 晴生

一九九〇年出土の木簡

概要 平城京跡左京三条三坊十二坪 東大寺旧境内(三社池) 藤原宮跡 藤原京跡右京七条二坊 山田遺跡 山田寺跡 長岡京跡 今里城跡 烏羽難宮跡 壬生寺境内遺跡 里邊跡 大板城跡 住友鋼火所跡 山之内遺跡 勝山遺跡 新金岡史池遺跡 豊島郡糸里遺跡 五反島遺跡 上小名田遺跡 吉田南遺跡 明石城武家屋敷跡 今宿丁田遺跡 符峽遺跡 伊賀国府推定地 瀬名遺跡 忍城跡 市原集里制遺跡 鉢形地区糸里遺跡 石田三毛遺跡 斗西遺跡 一栗谷朝倉氏遺跡 浄水寺跡 上宮屋遺跡 田中遺跡 八幡林遺跡 縮立C遺跡 的場遺跡 荒田日条里制遺跡 柳之御所跡 矢野遺跡 阿山城二之丸跡 草戸千軒町遺跡 長登剣山跡 東山崎・水田遺跡 鴻巣館跡 大寄府跡 親世曾寺跡 多田遺跡 上高橋高田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一二三)

飛鳥京跡 泉立明日香養護学校遺跡 大坂城跡

下曾我遺跡と出土木簡

香川県長福寺出土の木簡 「二条大路木簡」と古代の食品貢進制度

中國隋唐字匯學術研討會參加記

彙報

頒価 四三〇〇 五五〇〇 斤

鈴木 謙民
熊野 和己
樋口 知志
佐藤 信

木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
- 2 研究集会の開催
- 3 会誌『木簡研究』その他の刊行
- 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。

二 本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

の他の前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長一名
- 2 副会長二名
- 3 委員若干名
- 4 監事二名

第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし、再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。

三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金をもってあて、総会において会計報告を行うものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

下級国司の任用と交通

—二条大路木簡の手がかりに—

鈴木景二

序

古代の地方行政制度としての国司制については、吉村茂樹氏の全般的研究や、平野邦雄氏の團務担当者の実態を解明した詳細な研究、さらに吉沢幹夫氏の諸国史生についての基礎的な論考がある。⁽¹⁾小稿では、こうした諸研究においてこれまで言及されることの少なかつた諸国目・史生の任用の具体的様相とその意義を、二条大路木簡の削屑を手がかりにして考えてみたい。

まずはじめに、二条大路木簡の概要を確認しておこう。⁽²⁾この木簡群は、平城京の左京二条二坊五坪と三条二坊八坪の間の二条大路路面上に掘削された溝SD五三〇〇、SD五三一〇、SD五一〇〇から出土したものである。これらの遺構の性格は明らかではないが、溝の両端が途切れており、塵芥処理用の土坑に近いものと考えられている。埋没年代は、SD五三〇〇が天平九年(七三七)の初頭頃、

SD五一〇〇は天平十二年(七四〇)三月以降まもなくと推定されているが、⁽³⁾出土木簡の年紀は天平七・八年(七三五・七三六)に集中しており、その前後のものとしてよい。

内容は多岐にわたるが、天皇家に密接に関わると考えられる一群と、藤原麻呂の家政機関に関わる一群に大きく分類することができる。⁽⁴⁾後者は正倉院文書と共通する人物が登場する食糧支給木簡をも含んでおり、トネリなどの下級官人の活動の場において使用されたことをうかがわせる。まず、そのなかの八片の削屑の検討から始める。

一 文例削屑の検討

小稿でとりあげる削屑は、二条大路路面北側のSD五三〇〇の東寄りJF一〇地区から出土したものである。同じSD五三〇〇の西寄りJD二八地区からは、木簡群を残した主体に藤原麻呂の家政

機関が含まれることを明らかにした「中宮職移」木簡も出土している。

次に、その削屑の積文を『概報』によって掲げよう。ただし同書所収の写真図版より一部改めた箇所がある。

〔A〕□国司解申副物欠少事 右去年陽早

□□

証人

□□

□

〔B〕□右去年

□□

〔C〕□陽早五穀不登老小飢饉求

□□

〔D〕□饑四方求食此往彼游彼来此聞

□□

〔E〕□件仍具事

□□

〔F〕□事状便付調使位姓

□□

〔G〕□税調使位姓

□□

〔H〕□送置解

□□

これら八片の削屑は、『概報』がこれを別個に掲載しているように、これ以上接続することは難しいようであるが、図版で見ると材質も近く筆蹟も似ており、本来一連のものともみてさしつかえないで

あろう。AとBの「右去年」の文言や、AとCの「(年)陽早」の文言、さらにCとDで「(飢)饑四方求」の文言がそれぞれ重複していることから、直接つながっていたものではなからう。Aの冒頭の未読の文字は、わずかな残画が認められるにすぎないが、図版によれば削屑上端の左側は本来の端部が残されているように見え、もしそうならば二文字の国名ではなく、偏平な一文字と推定される。

さて、A～Hの削屑の文言が、この『概報』の配列のままでほぼひとつづきの文章となることは一見して明らかである。すなわちこの文章は、いずれかの国司が、前年度の早魃のため農作物が稼らず老人や子供が飢饉に陥って食糧を四方に求めて右往左往していること、そのために貢納すべき調副物に欠少の出ることを、貢調使に付して上申した解文の文言である。そして前述の如く文言に重複のあることや、Cのように書き落した文字を傍書していること、またこれが削屑として残存したことなどから、正文や案文ではなく習書であることも疑いない。

さらに、文中の文言が「五穀不登」などの常套句であり、F・Gの文末の位置に相当する部分に公式令にみられるような「位姓□□」とあることは、この習書が実際に上申された解文を臨書したものでなく、国司上申文書の文例(書札)をテキストとして行なわれたことを示している。

つまりこの削屑は、地方行政に関わる公文書の具体的な文例集が、

下級国司の任用と交通



奈良時代の早いころにすでに成立していたことを物語る興味深い史料なのである。

ところで、これに類するとみられる削解は、以前に平城宮内からも出土している(下段の数字は『平城宮木簡』一の木簡番号)。

〔I〕 右月今月 (七二)

〔J〕 ム部可 (七三)

〔K〕 ム部可 ム部可 (七四)

〔L〕 ム部可 ム部可 (七五)

〔M〕 ム部可 ム部可 (八六)

これらの削解は、平城宮内裏北外郭の東区に掘られた土坑SK八二〇から、西宮兵衛関係の木簡などとともに出土した。土坑の埋没は天平十九年(七四七)から遠くへだたらない時期とされ、削解はその性質上保管されるものではないから、これらの削解が書写され廃棄されたのも同じころであろう。

右のうち、I・Lは文例の一部とは断定できないが、他のものと一連のものである可能性がある。J・K・Mは、『平城宮木簡』一解説のいうように、いずれも個有名詞の簡所に「ム」すなわち「某」とあるから、これらがA~Hと同様に地方における公文書の文例をテキストにした習書であることはほぼまちがいない。J・Kは公文

書の書き出しにあたり、上端も残存しており、Aと同様のものと考えられる。両書を比較すれば、Aの冒頭の残画も「ム」であった可能性が高い。

以上の削解のテキストとなった文例集は、おそらく現実に上申された典型的な国司解文等の個有名詞を「ム」におきかえて作られたとみられ、同様にして平安末期に三善為康が中下級官人の文書行政用参考書として撰述した『朝野群載』(巻四以下)の先駆的なものであったと考えられる。

A~Hのもとになった文書は確認できないが、文中に養老元年(七一七)に廃止された調副物調がみえるから、それ以前に上申された文書を下敷にしており、したがってこれを含んでいた文例集の成立もそれ以前か、調副物廃止からそれ程遠くない時期と考えられる。

二条大略木簡は大体天平七・八年(七三五・七三六)のものであるから、このテキストは短くても約二十年にわたって利用されていたこととなる。また、この文例を手本とした文書を見付けることも難しいが、『鏡日本紀』にみえる「大倭・河内五穀不登、百姓飢饉、並加賑給」(天平五年二月甲申)といった災異による賑給や租税減免記事のなかには、この文例をもとにした解文によっているものが含まれている可能性もある。

これまで述べてきたように、天平期にはすでに地方行政に関する実用的な文例集が成立しており、それを習書した削解が時と場所を

異にして出土していること⁽¹³⁾から、それが比較的広く一般に利用されていたと考えられる。そしてその習書に勵んでいたのは、トネリなどの下級官人であった。当時の下級官人は教養書として『文選』や『千字文』などを学習していたが、それを示す『文選』の習書の削屑は、IとMと同じSK八二〇から出土したものであったし、AとHの出土したSD五三〇〇からは、阿刀酒主の名や『千字文』の習書を記した「櫻園山水之図」、『千字文』を習書した木簡や削屑が出土している⁽¹⁴⁾。当時の下級官人たちは、官僚としての教養を身につけるため漢籍の研鑽に勉める一方で、実務に通曉すべく公文書の習得にいそんでいたのである。小稿でとりあげた一連の削屑は、律令制を現実運用していた下級官人が、その文書行政を支える実務技能をいかにして獲得していたのかを顯示するものといえよう。

二 下級官人の国司任用

前節で検討したAとMの削屑により、その存在が推定される文例集の内容は、諸国の国司・郡司の発給する地方行政文書であった。したがって、その実用性から考えれば、各地の国衙、郡家に備えられ実務に供せられるべきものである。では、その習書の削屑が平城京から出土したこと、いいかえれば地方行政文書が京内において学習されていたことは、なにを意味するのであろうか。在京の下級官

人がその実務において、こうした文書を作成することは想定し難い。だとすれば、彼らがこのような文例を必要とし学んでいたのは、いづれ地方官として赴任することを予想または期待していたためと考えるのが自然である。

ところで当時の官人の出身、昇進にはさまざまなケースがありえたが、基本的には次の二つのコースをたどったことが土田直鎮氏によって明らかにされている⁽¹⁵⁾。

A 藤子孫 内舍人 → 判官

諸舍人 → 主典

B 位子・白丁 諸舍人 → 史生 → 主典

こうした原則を明らかにするため土田氏が抽出された事例は、史料上の制約から京官のみであったが、さらに土田氏は越前国史生から造東大寺司主典に転じた安都権足の例もあるから、外官もほぼ同様であろうことを示唆されている。以上のような土田氏の見解をふまえて、在京下級官人が国司としての赴任を予想していた事実を論案すると、在京下級官人→諸国下級国司という基本的な昇進コースの存在が浮かびあがる。

そこで次に、B位子・白丁の昇進コースに相当する諸国の目・史生について管見に入った事例を列挙する。なお、これらは異動の状況を窺うことを目的としており官歴の全てはあげていない。人名の下には竹内理三・平野邦雄・山田英雄氏編『日本古代人名辞典』の

巻・頁、事項の下には典拠を付した。数字のみは『大日本古文書』
〔編年文書〕、「東」は『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書、「銘」
は松嶋順正氏編『正倉院寶物銘文集成』、「賦」は『平城宮発掘調査
出土木簡概報』の、それぞれ巻・頁を示す。

1 在京下級官人・隨國目・史生

① 美田沙弥万呂 (6 一六三八)

天平三年 写経所へ出仕

(二四一〇)

天平勝宝七歳二月 従七位下 上総少目

〔万葉集四三五九〕

② 尾斐聖人 (2 三〇三)

天平六年七月 写経所へ出仕

(一一三)

天平勝宝元年十二月 従八位上 丹後目

(東三一〇)

③ 土師田次 (5 一四二五)

天平七年九月 写経所へ出仕

(七一四)

天平勝宝二年正月 従八位上 但馬国史生

(東三一〇)

④ 大友真君 (2 三四三)

天平八年七月 在京下級官人

(概二四一六)

天平二十年十月 従八位下 山背国史生

(東二一〇)

⑤ 大島高國 (2 三八七)

天平八年八月 中宮舍人

(概二四一五)

神護景雲四年四月 正七位上 摂津大属

(東三一〇)

⑥ 日下部乙万呂 (3 六八五)

天平八年八月 中宮舍人

(概二四一五)

天平勝宝九歳八月 従六位下 隨岐目

(五一〇)

⑦ 磨石別 (2 四九)

天平十年四月 従七位下 勲十二等 左京大属

(概二二一九)

天平十年四月 伊勢大目

(二四一七)

⑧ 赤染麻呂 (1 四三)

天平十年 正八位下 舍人長

(二四一八)

天平十年八月 正八位下 局防国史生

(二一四)

⑨ 高志広道 (3 七七六)

天平十一年八月 施薬院官人

(二一四)

天平勝宝五年十月 正八位上 常陸国史生

(銘一三)

⑩ 桑原足床 (3 七三二)

天平十三年六月 写経所へ出仕

(二一四)

天平宝字四年六月 甲斐目

(四一四)

天平宝字五年十二月 正六位上 甲斐員外目

(四一四)

⑪ 播磨斐太麻呂 (5 一四三二)

天平勝宝元年三月 図書寮未選 写経所へ出仕

(二〇一〇)

天平宝字五年頃 (2) 従八位上 写経所へ出仕

(二一〇)

天平神護三年三月 正七位下 伊賀国史生

(東二一〇)

⑫ 鬼室虫麻呂 (3 六三二)

天平勝宝元年十一月 造東大寺司官人

(二四一四)

- 天平勝宝四年正月 從六位下 木工大属 (東三13)
 天平勝宝七歳五月 從六位下 相模大目 (四159)
- ⑧坂本人上 (3 八五〇)
- 天平勝宝頃 無位 造東大寺司へ出仕 (二五176)
 天平勝宝七歳二月 遠江国史生 (分業集四三二七)
- ⑨養素惠師麻呂 (4 九六〇)
- 天平勝宝四年閏三月 面謁、六寮厨子に彩色 (三197)
 宝龜八年十月 正六位上・八等 上總大目 (諸31)
- ⑩坂上子老 (3 八四五)
- 天平勝宝九歳正月 正七位上 左京少属 (四111)
 天平宝字七年五月 奈良役官司へ出仕 (五143)
- 天平神護元年十月 正六位上・外從五位下 出雲大目 (統紀)
- ⑪長江田越麻呂 (5 二二四八)
- 天平宝字五年正月 少初位上 内史扇裝演 (蒙養遺文中161)
 天平宝字五年四月 写經所へ出仕 (二五151)
 天平宝字五年五月 少初位上 伊豆国史生 (二五156)
- ⑫大伴赤崎 (2 三四七)
- 天平宝字二年十一月 白丁 写經所へ出仕 (二四122)
 天平宝字五年四月 写經所へ出仕 (二五111)
- 延暦五年 尾張大目 (平安遺文120)
- ⑬秦瓜人 (5 一三六〇)
- 宝龜二年六月 奉守一切経所へ出仕 (二八一12)
 宝龜四年正月 從六位下 豊前員外目 (八幡字佐宮御託宣集)
- 2 權国目・史生↓在東實人
- ⑭忌部鳥麻呂 (1 二二九)
- 天平二年 大初位上 安房目 (二111)
 天平勝宝元年四月 正六位上・從五位下 神祇少属 (統紀)
- ⑮阿部牛養 (1 二二五)
- 天平十年十月 大初位下・八等 長門国史生 (二113)
 天平宝字二年九月 散位大初位下 東大寺写經所へ出仕 (四111)
- ⑯大石真人 (2 三三二)
- 天平十年四月 美濃少目 (二四175)
 天平勝宝二年正月 正六位上・外從五位下 (統紀)
 天平勝宝四年六月 外從五位下 鼓吹正 (二五152)
- ⑰葛井立足 (6 一四八五)
- 天平十年四月 三河目 (二四175)
 天平宝字四年正月 正六位上・外從五位下 陸奥鎮守軍監 (統紀)
 天平宝字八年正月 外從五位下 主計助 (統紀)
- ⑱林佐比物 (5 一四二八)
- 天平十一年 從八位下 伊豆目 (二112)
 天平勝宝七歳正月 正七位上 九月九日祭につき勸奏 (政事要略)
- ⑲佐味比奈麻呂 (3 八三〇)

天平勝宝五年十一月 從八位下 武藏國史生

(銘一五)

宝龜五年五月

正六位上 典轉正 造西大寺司判官京北直田四

天平三年九月 大寺請経牒に自署

(七一三)

宝龜十年九月

正六位上 從五位下

(統紀)

天平十年四月 上総目

(二四一七)

◎日下部阿三万呂(三 六八四)

天平宝字二年八月 但馬國史生

(二五一世)

◎九白麻呂(一八六二)

宝龜二年十一月 正六位上 外從五位下

(統紀)

天平七年八月 少初位下 太政官史生

(二一四)

宝龜三年十一月 外從五位下 内匠員外助

(統紀)

天平十年四月 信濃目

(二四一七)

◎紀門守(三 六二二)

神護景雲元年八月 正六位上 外從五位下 參河目

(統紀)

◎三島察麻呂(一六四八・一八九〇)

神護景雲二年六月 從五位下 図書助

(統紀)

天平勝宝四年三月 散位從七位上 紫微中台へ出仕

(二一三)

神護景雲二年十一月 從五位下 勅旨大丞

(統紀)

天平宝字二年九月 正六位下 内記

(四一三)

◎菅野真道

宝龜九年二月 少内記

(公卿補任)

天平宝字三年十一月 正六位下 越中掾

(東四一七)

宝龜十一年 近江少目

(公卿補任)

◎息長丹生大國(二 四二四)

延暦元年 右衛士少尉

(公卿補任)

天平十七年十月 少初位下 園工令史

(二一四)

延暦二年正月 正六位上 外從五位下

(統紀)

天平宝字二年 從六位下 駿河目

(統一九一三)

◎秋藤安人(五 一四二〇)

延暦元年以前 播磨少目

(外記補任)

天平宝字八年正月 正六位上 外從五位下

(統紀)

延暦元年五月 正八位上 少内記

(統紀)

◎安都雄尼(一 五)

延暦八年正月 正六位上 外從五位下

(統紀)

天平二十年九月 写経所舍人

(二〇一七)

3 在京下級官人 諸國目・史生 在京官人

天平勝宝六年閏十月 越前國史生

(四一三)

天平宝字二年十月 正八位上 造東大寺司主典 (二五—24)

◎志斐猪養(4 八七三)

從八位下 陰陽寮曆生 (本朝書目録)

天平勝宝二年四月 正七位下 美濃大目 (東三—19)

天平宝字二年八月 陰陽允 (二五—19)

◎葛井大養(6 一四八四)

天平勝宝四年四月 正七位下 大仏開眼会の唐古楽頭(東大寺要録)

天平勝宝五年三月 造東大寺司主典 (錦—76)

天平宝字二年八月 三河目 (二五—19)

天応元年八月 造東大寺司大判官 (四—20)

◎丸馬主(7 一八六一)

天平宝字四年九月 写經所へ出仕 (二四—10)

天平宝字五年正月 從七位上 河内国史生 (二五—2)

宝龜八年正月 外正六位上→從五位下 (統紀)

宝龜十一年四月 從五位下 造酒正 (統紀)

◎田辺淨足(4 一〇一七)

天平勝宝七載正月 從八位下 九月九日祭につき勸奏(政事要略)

天平勝宝八載十月 從八位下 因幡目 (東二—21)

宝龜九年十二月 正六位上→外從五位下 (統紀)

延暦元年六月 外從五位下 木工助 (統紀)

これらの諸例のうち、1は京から諸國へ、2は諸國から京への一

方向の異動であるが、2は当然赴任の異動があったはずであるし、1も多くは帰京したと思われるから、おそらく3のコースの一部が史料上に現われているものと考えられる⁽¹⁹⁾。したがってこれらの官人は、3に典型的にみられる在京下級官人→諸國目・史生→在京官人といったコースをたどったと想像され、土田氏の指摘されたBコースの下級官人は、昇進にあたって諸國目・史生を経過している場合の少なくないことが認められる。そしてそのコースがある程度規定的であったらしいことは、◎志斐猪養や◎忌部島麻呂の例からも推察できる。志斐連氏は陰陽家を輩出した氏で、猪養も從八位下陰陽寮曆生であった時、『板橋経』三巻を著している。その後、天平勝宝二年(七五〇)には正七位下美濃大目として赴任しており、天平宝字二年(七五八)に陰陽允に任じられている。陰陽允への任官は彼の技能から適職といえるが、美濃大目としての赴任と彼の技能との関連は見出し難い。◎忌部島麻呂もその前歴は不明ながら、天平二年(七三〇)には大初位上安房目として現地に駐在しており、天平勝宝元年(七四九)には神祇少副として正六位上から從五位下に叙せられ、伊勢率幣使となっている。彼は天平七年には中臣氏と祭祀権を争ったように神祇祭祀に携わるべき人物であり、忌部氏であることから神祇少副への任官は自然である。しかし、安房目が忌部氏と所縁のある國であった⁽²⁰⁾。目として赴任すべき積極的理由は見当たらない。こうした特殊な職務を担当すべき人びとでも官歴の初期に諸國目を

経ているのは、それが昇進コースとして存在していたからではないだろうか。

このような地方官経過コースの存在は、『延喜式』の次の条文からも裏付けることができるであろう。

〔太政官式〕

（国史大系三二二頁）

凡太政官并左右弁官史生召使等、毎年一人除_{（改行）}諸国主典、_{（改行）}召使_{（改行）}押_{（改行）}五藏内・志摩・伊豆・飛騨・佐渡・隠岐・淡路等十一国_{（改行）}。

其勞成任官者、並不依_{（改行）}三年勞、只計_{（改行）}上日_{（改行）}。

凡式部・民部・兵部等省史生、毎年一人任_{（改行）}諸国目_{（改行）}。

凡内記史生勞滿三十年者、准_{（改行）}太政官史生、任_{（改行）}諸国目_{（改行）}。

〔式部式上〕

（国史大系四七六頁）

凡主計・主税・勸解由等察使史生、勞十年為_{（改行）}限、以外諸司史生廿年為_{（改行）}限、並補_{（改行）}諸国史生_{（改行）}。

凡大舍人勞廿年為_{（改行）}限、毎年一人任_{（改行）}諸国史生_{（改行）}。

これらの条文によれば、太政官、式部省、民部省、兵部省、中務省内記の史生などは諸国目に、また主計寮、主税寮、勸解由使をはじめとする諸司史生や大舍人は諸国史生に、それぞれ任官されることが知られる。前掲の実例は、正倉院文書を基本史料としたため、写経生から諸国へ赴任するまでの間の経歴はほとんど不明であり、必ずしも式の条文に合致するものではないが、^⑨九白麻呂は太政官史生から信濃目へ転じたとみられ、式の条文にかなう例となる。

『延喜式』の条文は、奈良時代のこのような基本コースが定式化していたものと考えてよいであろう。

これまでみてきた制度は、律令国家が文書によって支配を行なう以上、各国衙に文筆に堪能な実務官人を必要とすることから必然的に作り出されたものと考えられる。^⑩しかし同時にまた、トネリ制度が官人養成の意味をもっていたように、在京下級官人が諸国に赴任して現実の地方行政実務を担当することによって、在地での行政を熟知し手腕を身に着ける意味をも有していたのではないだろうか。

諸国史生の出身母体として地方行政と密接に関係する主計寮、主税寮、勸解由使が規定され、官人候補の大舍人が毎年一人とことさらに明記されているのは、そのためであろう。諸国目も同様と思われるが、その母体が太政官、弁官、式部省、民部省、兵部省等に限り、毎年一人ずつ任命されることは、それが諸国史生へのコースよりも一ランク上級の昇進コースであったことをうかがわせる。実例を見ると、目経験者は中央官に任ぜられ外従五位下に遷するものもある。結果論であり政治的条件も考慮すべきであるが、後に参議に列した^⑪菅野真道や^⑫秋篠安人も諸国目を経験している。

また平安時代になって、文章得業生がいったん諸国の縁や目に任官され実務経験を積んでから対策に応じる場合が現れてきたことも、こうした昇進コースと関係すると思われる。

国司は職分田や事力の給付が史生にまで行なわれるため、^⑬『続日

本紀」に「又勳、諸国史生遷易、依格持満六年二者、望人既多、任所良少、由此或有至於白頭不得一任、空懐改第之憤、怨歌」(天平宝字二年十月甲子条)とあるような事態もそうした経済的權益から説明されるが、諸国史生への任用希望者が多いのは、そればかりではなく昇進コースのワンステップであったことも要因と考えられる。この点は目も同様であろう。

したがって実際の任官にあたっては何らかの選考が行なわれたと推測される。それは史料上には見るところがないが、弘仁式部式に規定されている諸国史生試補の次第のごときものではなかったかと思われる。前節でとりあげた文例習書の別解は、下級官人の職務に對する熱意のみならず、こうした国司任官コースへの期待と努力が生み出したものであろう。

三 下級国司の交通

前節では、奈良時代の下級官人の昇進コースとして在京下級官人→諸国目・史生→在京官人というコースの存在したことを指摘した。それは、中央集権による地方支配という律令国家の構造と、文書主義による行政システムを運用する実務官人の養成という課題から必然的に設定されたものと考えられるが、当時の下級官人の多くは畿内出身者であったから、現実には畿内下級官人の都鄙間往來の交通

であった。これは従来から指摘されてきた、地方豪族子弟がトネリとして上京し、やがて故郷へ帰って郡司となるコースとちよど違コースになるが、都鄙間交通という点では変らぬ役割を果したであろう。地方豪族の子弟が、都で得られた文化をみずからのふるさとへ携えて帰ったように、天平十五年(七四三)に肥後國史生山田方良が任国で書写させた大般若經や、延暦四年(七八五)に大宰府史生八戸石嶋らが書写した瑜伽師地論は、彼ら下級国司による文化伝播の一端を示す遺品といえよう。

また彼らは現地で会得した知識を持ち帰ったにちがいない。具体例には乏しいが、『大宝帝』の註釈書「古記」の作者はその現実的な法解釈から下級国司経験者ではなかったかと考えられており、その一例といえるかもしれない。万葉歌人として名高い高橋虫麻呂も、東海道方面から常陸国の伝説を数多く採集筆録しており、おそらく常陸国の下級国司であった時期があつて、国守藤原字合のもとで『常陸国風土記』編纂に関与したと推定されている。このような事例は史料上には現れにくいのが、漢籍に通じ文筆にたけた官人の下級国司經由昇進コースは、文化の交通をもたらしただといえるのではないだろうか。

さらに人的交流も少なからぬ意義をもつたであろう。地方豪族子弟がトネリとして上京、出仕することにより、彼らが都城という場において貴族や下級官人と官司制の秩序をこえて私的な関係を形成

するといったことが一般的に行なわれていた。したがって、それは下級国司候補者と郡司候補者との人的結合でもあった。

第一節でとりあげた階層のなかに「郡司」(一)のあることは、これらの習書の行なわれたところが、彼らがおのおのの国司や郡司となることを思い描き、ともに研鑽を重ねた場であったことを物語っている。また二条大路木箇中の「中宮職移」木箇には、藤原麻呂の家政機関に出向していた中宮舍人十九人の名が列記されているが、そのうち⑥日下部乙万呂は天平勝宝九歳(七七七)八月には従六位下藤原大鳳となっていた。さらに十九人のなかの「他田神」が、地方豪族子弟出身コースの典型として有名な海上園造他田日奉部神護であるとすれば、下級国司および郡司の候補者が、舍人としてともに勤務していた具体例となろう。彼らが在京中に培った人的関係は、トネリ相互だけではなく、勤務先の上級官人や貴族との間にも成立するから、彼らが各地へ赴任もしくは帰郷した後もその関係が維持、利用されることはありえたとと思われる。二条大路木箇のうち、藤原麻呂に関わる木箇が出土したのとほぼ同じ地区から見付かった文書箱の蓋に「伊勢国少目大候生羽進上」と記したものが^(四)あり、あるいはそうした関係にもとづいて進上されたものかもしれない。

また、越前や近江などの国に中央貴族の田地が見られ、その所有

が彼らの同族や権力者との関係を介してなされたらしいことが指摘されているが、このような場合にも下級国司との関係を想定しうるであろう。下級国司は、実務を担当するだけに在地の状況に通じていたと思われ、赴任地での田地所有を許されているから、例えば讃岐目、摂津少進を歴任した高志和麻呂が両国に水田を所有していたように、田地を獲得していったであろう。和麻呂はその二国の田地を西大寺に施入しており、結果としてみれば遠隔地における官大寺荘園の成立を導いたことになる。

こうした人的関係が荘園形成に有効に利用された代表的な事例は、岸俊男氏の研究された越前国の東大寺領荘園である。周知のごとく東大寺は越前の荘園の占定にあたって、もと造東大寺司史生であった足羽郡大領生江東人と、もと造東大寺司舍人であった越前国史生安都雄足という現地の郡司および国司の活躍を期待し全面的に協力させたのであった。この場合は最大の官寺たる東大寺の荘園でありやや特殊ではあるが、これまでみてきた下級国司任用のコースおよび在京中に形成される人的関係が政治的に利用された顕著な例とみなすことができると思う。この場合は、規模の大きさと正倉院文書という恵まれた史料によりそれが確かめられるが、この他にも同じような例は一般的に存在したと考えてよいであろう。

小 結

小稿では二条大路木簡を手がかりにして、奈良時代の前半には地方行政文書の文例集が成立しており、都の下級官人がそれを漢籍などと併せて学習していたこと、その背景に律令国家が設定した在京下級官人・諸国目・史生・在京官人という昇進コースが存在したこと、それにもとづく交通と在京中に形成された人的関係が、都と諸地域を結ぶ文化的・政治的役割を果たしていたことを指摘した。

ところで時代は降るが院敷期には、外記や史は五位になって退任すると受領の目代となつて遠国に赴き、巡年になると上落して實に預かるのが作法であり、五味文彦氏によれば貴族が任国へほとんど下向しなくなった当時、このような目代が中央と地方を結ぶ大きな働きをしていたという。時期も社会状況も異なるが、小稿で考察した下級国司の交通を考える上でも啓発されるところが多い。

ここでは奈良時代を通じて展開されたであろう多様な交通の一端を、垣間見たにすぎないが、かかる交通は文献史料上に残されることが稀であり、その実像の把握は容易ではない。新たな資料として、各地域での発掘調査成果の蓄積と文字資料の増加が期待される。

註

(1) 吉村茂樹氏『国司制度崩壊に関する研究』一九五七年、平野邦雄

氏「八世紀における国司の人的構成」(『日本歴史』六〇・六一一九三年)、吉沢幹夫氏「諸国史生に関する一考察」(『東北歴史資料館研究紀要』五一—一九七九年)。

(2) 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』一九九二年、寺崎保広氏「平城京「二条大路木簡」の年代」(『日本歴史』五三一—一九九二年)。

(4) 前掲註(2)、(3)、鬼頭清明氏「平城京の保存と長屋王木簡—東院南方遺跡の保存を訴える—」(『歴史学研究会編「遺跡が消える」一九九一年)。

(5) 「平城宮発掘調査出土木簡概報」二四—二条大路木簡二—一九九一年、五頁。

(6) 前掲註(5)三四頁、圖版十二。なお(A)、(E)には併解でありながら裏面にも墨書がある。(A)の「置人」の意味は詳らかではないが、当時の月僧銭解にみえる「置人」が想起される。そのうちの「山辺千足月僧銭解」には「置人」とあり、追筆で「置」と訂正されている。(『大日本古文书』六—五一—六頁)。

(7) 「平城宮木簡」一九六六年、Pl. 一一・一五、解説八五・九〇頁。

(8) 前掲註(7)解説一一頁。

(9) 固有名詞を「ム甲」におきかえた奈良時代の文書としては「家屋賣財請返解案」が知られている。(『大日本古文书』六—一九頁)。この文書については、橋本善明氏「唐招提寺文書」天之巻第一号文書「家屋賣財請返解案」について」(『南都仏教』五七—一九八七年)が詳しく検討している。

(10) 彌永貞三氏「朝野群載」(『日本古代の政治と史料』一九八八年)。

(11) 「続日本紀」養老元年十一月戊午条。

(12) 二条大路木簡のうち發掘関係などの木簡が、SK八二〇土坑出土の木簡と共通することを鬼頭清明氏が指摘しておられるが(前掲註(4))

論文、両遺書は時期を隔てており文例相異が両所から出土したこととは直接関係しないであろう。

(13) 東野治之氏「奈良時代における『文選』の書及」『正倉院文書と木簡の研究』一九七七号。

(14) 前掲註(7) P.L.九七・一〇〇、解説一八二・一八三・一八九頁。

(15) 前掲註(5) 三五・三六頁、東野治之氏「千字文」と古代の役人」古代の文字資料から⑩『出版ダイジェスト』一九八九年二月号。

なお「倭国山水図」にみられる「勸府比来開取家人等者」の習書は、『続日本紀』天平六年十一月戊寅条(「顯宗三代格」)卷二年分度者事。天平六年十一月廿日太政官符」と傍点を付した字句が一致する。

(16) 土田直徳氏「奈良時代に於ける舎人の任用と昇進」『日本歴史地理学会月報』三一・九五〇号。

(17) 正倉院文書や木簡にみられる下級官人と各地の國司らが同一人であることを、確實に証明するのはきわめて困難である。しかしここにある事例の多くが、同姓同名の別人の偶然に一致したものであるとは考えにくいから、ひとまず姓名が同じで時期的に矛盾しない場合、同一人とみておきたい。

なお、①は「日本古代人名辞典」には二項目としている。④は二条大路木簡と東大寺文書に筆蹟を残すが、同一人とも別人とも判断し難い。⑤は「人名辞典」は同一人か否か不明とする。⑥は「人名辞典」には二項目としている。⑦の改吹正とする文書には「大石□□」とあるが(前掲註(8))東野氏遺書三四四頁、「人名辞典」は大石真人であらうとする。⑧は「人名辞典」は同一人か、とする。

また下級國司任官の事例を多く提供する「上階官人姓名」(『大日本古文書』二四・七四頁)、「神祇大輔中臣毛人等官人姓名」(同前一二九頁)は年紀を記していないが、前者は天平十年(七三三)四月庚申、後者は天平十三年(七五八)八月癸卯の任官に関するもので

あることが明らかにされており(野村忠夫氏「所謂『上階官人姓名』断簡私見」『続日本紀研究』三一五、「所謂『上階官人姓名』断簡補考」(同前三一七・一九五六年)、早川庄八氏「八世紀の任官関係文書と任官儀について」『日本古代官僚制の研究』一九八六年)、それに従った。

(18) ここでは基本コースとしてこのように考えるが、現実には國司が部内女子と婚姻関係を結ぶ場合(「顯宗三代格」卷七、牧事事。天平十六年十月十四日勅)や、弘仁五年(八一四)に河内大目となつた正六位上相模仁麻呂が現地に上着した例(『日本三代実録』仁和元年九月二十一日条)が知られる。

また⑩播磨直使太麻呂は、天平六年(七三四)十月に播磨國賀茂郡既多等で行なわれた「大智度論」百卷書写の知識としてみえる針間國造栗太麻呂(卷七六、「寧采津文」下 九八三頁)と同一人とも考えられる(佐伯有清氏「新撰姓氏録の研究」考證篇第六 一九八三年、一八九頁)。彼は、天平十三年(七六一)頃(四十一歳であったから『大日本古文書』一五・一三三頁)、天平六年には十四歳の計算になる。同一人であれば、地方豪族子弟が中央下級官人となり、さらに諸國史生として赴任したこととなる。

(19) 佐伯有清氏「新撰姓氏録の研究」考證篇第四 一九八二年、二七九頁。

(20) 鬼頭清明氏「安房國の荷札について」『九州史学』一〇四 一九九二年。

(21) 井上薫氏「トネリ制度の一考察」、「舎人制度の一考察」『日本古代の政治と宗教』一九六一年。

(22) 桃拾行氏「『上代学』の研究」一九四七年、九二頁。

(23) 田令31在外詔司職分田集、軍防令51給事力条。

(24) 前掲註(1) 吉村氏著書 一八八頁。

(25) 鬼頭清明氏「平城京出土木簡と下級官人」『日本古代都市論序説』

- 一九七七年、寺内帝氏「下級官人とその出身地」(町田繁・鬼頭清明氏編『新版 古代の日本』六 近畿巻 一九九一年)。
- (26) 前掲註(21)、今泉隆彦氏「八世紀郡領の任用と出自」(『史学雑誌』八二—一九七二年)。
- (27) 澤田吾一氏「奈良朝時代民政経済の数的研究」一九七二年、横田健二氏「万葉時代の地方社会と文化」(『白鳳天平の世界』一九七三年)。
- (28) 『蒙業遺文』中 六一—九頁。
- (29) 『平安遺文』題解編 六号 二頁。
- (30) 青木和夫氏「古記の作者」(『日本古代の政治と人物』一九七七年)。なお、青木氏は『続日本紀』天平七年五月壬戌条に入唐請益生としてみえる蒙大麻呂が、「古記」の作者である可能性のあることを述べておられるが、最近、坂上康俊氏から疑問点が出されている(『今集解』に引用された唐の格・格後勅について)△史園 一二八—一九九一年)。
- (31) 五味智美氏「高橋虫麻呂管見」(『蒙業集の作家と作品』一九八二年)、小島孝之氏「上代日本文学と中国文学」中 第五篇 一九六四年。
- (32) 西山良平氏「律令制取巻」機構の性格とその基盤」(『日本史研究』一八七—一九七八年)。
- (33) 前掲註(5)。
- (34) 前掲註(2) 一三五頁脚註。
- (35) 横谷愛子氏「倭内賈人についての一考察」(『続日本紀研究』一五二—一九七〇年、前掲註(32))。
- (36) 前掲註(5) 二二三頁。なお前掲の実例のうち、⑥⑦⑧⑨⑩は國司に任用されていたながら寫庭所へ出仕するなど、在京していることが確かめられる。また二条大路木簡にも、次のように安芸國史生尺度君万良が常食として餅を請求している木簡がみられる(前掲註へ5)七頁)。
- ・ 請餅五隻許
右為常食請餅件必亟急分
天平八年五月十五日安芸史生尺度君万良
一〇九・五・4・011
「餅類」 竹男白
- これらの事例は、下級國司が任官後も旧職務先とのつながりを保っていたことを示すと考えられるが、在京が一時的なものなのかどうか、という点など問題を残している。
- (37) 藤井一二氏「律令田制と荘園の成立」(『初期荘園史の研究』一九八六年)。
- (38) 田令29覽略案。
- (39) 高志通和麻呂は、天平勝宝四年(七五二)十月には従七位下讃岐目であり(『正倉院寶物銘文集』三三—三頁)、神護景雲四年(七七〇)四月には正六位上撰津少進であった(『大日本古文书』家わけ第十八東大寺文書之三 一九頁)。そして寛龜十一年(七八〇)十二月の「西大寺寶財流記帳」に、彼が讃岐國、撰津國の田地等を購入していたことが見えるから(『蒙業遺文』中 四一三—四一四頁)、おそらく國司在任中に田地を獲得しそれを購入したと考えられる(佐伯有清氏「但馬の日下部氏の系譜伝承」(『日本古代氏族の研究』一九八五年)。
- (40) 岸俊明氏「越前國東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(『日本古代政治史研究』一九六八年)。
- (41) 『中右記』天永二年正月二十一日条。
- (42) 五味文彦氏「『延喜文書の方法』(石井進氏編)「中世をひろげる」新しい史料論をもとめて」一九九一年)。

彙報

第一三回総会および研究会集

木筒学会第一三回総会と研究会集は、一九九一年二月七、八日の両日、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、会員約一七〇名が参加して開催された。会場には、平城宮跡第二三二次調査、飛鳥池遺跡、桑津遺跡、秋田城跡第五四次調査、柳之御所跡、新潟県内の緒立C他七遺跡、長登銅山跡、上高橋高田遺跡出土の木簡等に加えて、出土が発表されたばかりの湯ノ部遺跡の木簡が展示され、関心をよんだ。

◇二月七日(土)(午後一時～五時)

第一三回総会(議長 志水正司氏)

開会の挨拶で狩野久会長は、新委員が選出されたことを契機に、会運営上改善を要する点、特に会員問題に取り組み必要性を提示された。また七月に逝去された田中稔氏への哀悼の意を述べられた。続いて、議長に志水正司氏を選出して議事にはいった。

会務報告(館野和己委員)

今年度は、新入会員二名、退会者一名で、計二九四名となった

こと、会員問題については、研究会集参加者が飽和状態に達し、会のあり方を再検討する必要性に迫られているとの現状認識を示し、今後アンケート等で会員の意見を聞くこと、また会費の長期滞納者の取扱いに関する内規が委員会にて決定されたこと、田中稔氏の御遺族より五〇万円の寄付をうけたこと、等の報告があった。

編集報告(榮原永遠男委員)

『木筒研究』第一三号編集担当の榮原委員から、編集経過が説明された後、製作費の高騰・頁数の増加により、会誌代を今号から四三〇〇円に値上げする旨の報告があった。

会計・監査報告(織村宏委員・笹山晴生監事)

織村委員から一九九〇年度の会計報告が行なわれた。ひきつづき笹山監事から、会計運営が適正に行なわれていること、監査の際に来年度予算案作成の提言を行なった旨報告があった。提言をうけて織村委員から、一九九二年度予算案の報告がなされた。

以上の案件が、異議なく承認された。

入会審査の保留について(狩野久会長)

会則第五条について、狩野会長から二年間をめどに新入会員の入会審査を保留したい旨の提案があり、今後については会員の意見を聞いて検討するとして、案件は承認された。

研究会集(司会 鎌田元一氏)

考古資料としての古代木簡

山中 章氏

近年の新潟県内出土木簡と新たな課題 坂井秀弥氏・小林昌二氏
山中氏の報告は、木製品としての木簡の検討により、製作技法と記載者の一致を指摘し、技法と行政組織の関連性を論じたものである。遺跡の性格や保存問題が注目される新潟県内出土木簡の報告は、坂井氏が八幡林・的場・緒立C・発久・曾根遺跡等の概要を説明し、小林氏が八幡林出土木簡を中心に主要な木簡の内容を説明した。両報告の内容は本号に掲載できた。

研究会を終了後、ひきつづき同会場にて懇親会が行なわれた。

◇二月八日(日) (午前九時三〇分～午後三時)

研究会(司会 山中敏史氏・石上英一氏)

一九九一年全国出土の木簡

森 公章氏

秋田城外野東門跡付近出土の木簡

小松正夫氏・平川 南氏

山口県長登銅山跡出土の木簡

池田善文氏・八木 充氏

森氏の報告は、一九九一年に全国で木簡が出土した三七遺跡について、木簡出土遺跡と木簡の概要を説明したもので、その多くは本号に掲載できた。

秋田城跡出土木簡については、小松氏が遺跡の概要を、平川氏が木簡の内容を説明した。整理途中の報告であり、未報告分を含めた全容の発表が待たれる。

一九九〇年度長登銅山跡出土木簡の概容は、前号に池田・八木両氏による報告がある。

午後からは、追加報告として湯ノ部遺跡出土木簡について、滋賀県文化財保護協会の大橋智弥氏の説明があった。つづいて二日間の報告に関して質疑討論が活発に行なわれた。最後に早川庄八副会長から会の運営について意見を寄せていただきたい旨の挨拶があり、閉会が告げられた。

委員会報告

◇一九九一年二月七日(土)

於奈良国立文化財研究所

総会に先立って、会務報告、「木簡研究」第一三三号編集報告及び頒布について、一九九一年度会計中間報告、一九九二年度予算案、総会・研究会の運営等について検討が行なわれた。また、長期会費滞納者の取扱いに関する内規(案)の検討、会の組織・運営について、主に会員問題に関する討議が交わされた。

◇一九九二年五月三日(金)

於奈良国立文化財研究所

会務に関しては、幹事交替(本郷真紹氏の退任・榎木謙周氏への委嘱)の報告、会費長期滞納者の内規による退会の報告がなされ、それぞれ承認された。一九九一年度の会計報告、「木簡研究」第一四号の編集計画、第一回大会の日程・報告内容・研究会のもち方などについて検討を行なった。

また同日、一九九一年度の会計監査も行なわれた。

◇一九九二年一月六日(金)

於奈良国立文化財研究所

会務について

一九九二年度の会計中間報告について

『木簡研究』第一四号の編集状況について

第一四回総会・研究集会の日程・内容等について

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 14 1992

CONTENTS

Foreword	Yagi Atsuru.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1991		1
Outline		
Explanatory Notes		
Nara Palace Site, Nara Prefecture; Western ditch of one of inbound thoroughfares in Heijo Capital Eastern 2nd Ward on 2nd Street, Nara Prefecture; Eastern Market, Heijo Capital, Nara Prefecture; Toshodaiji Temple Site, Nara Prefecture; Fujiwara Capital Site, Nara Prefecture; Asuka-ike Site, Nara Prefecture; Remains of 4th Street, Fujiwara Capital, Nara Prefecture; Nagaoka Capital Site (1), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (2), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (3), Kyoto Prefecture; Enjo Site, Kyoto Prefecture; Kizugawa-kasho Site, Kyoto Prefecture; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture; Sumitomo-Dofukisho Site, Osaka Prefecture; Kuwazu Site, Osaka Prefecture; Ryugeji Temple Site, Osaka Prefecture; Takatsuki Castle Site, Osaka Prefecture; Moat-enclosed Site, Sakai City, Osaka Prefecture; Byoubu Site, Hyogo Prefecture; Precints of Nagata Shrine Site, Hyogo Prefecture; Eibara Site, Hyogo Prefecture; Hakaza Site (1), Hyogo Prefecture; Hakaza Site (2), Hyogo Prefecture; Komyoji Temple Site, Shiga Prefecture; Nishigawara-Morinouchi Site, Shiga Prefecture; Nisigawara Site, Shiga Prefecture; Yunobe Site, Shiga Prefecture; Ishikawa-Jori Site, Nagano Prefecture; Takumi-Hinata-Shuchi Site, Gunma Prefecture; Kochaen Site, Fukushima		

Prefecture ; Tomizawa Site, Miyagi Prefecture ; Tagajo Castle Site, Miyagi Prefecture ; Enpukuji Temple Site, Miyagi Prefecture ; Tamichi-cho Site, C Point, Miyagi Prefecture ; Kamlaraya Site, Ishikawa Prefecture ; Yamadagochi Site, Niigata Prefecture ; Inazuki Site, Shimane Prefecture ; Yoshinoguchi Site, Okayama Prefecture ; Mikkaichi Site, Hiroshima Prefecture ; Naganobori Site, Yamaguchi Prefecture ; Takamatsu Airport Site, Kagawa Prefecture ; Sasai Site, Fukuoka Prefecture ; Kouzen-cho Site, Nagasaki Prefecture	
Wooden Writing Tablets Recovered before 1977 (14)	133
Nara Palace Site, Nara Prefecture ; Kamitabe Site, Osaka Prefecture ; Gunge-Imashiro Site, Osaka Prefecture ; Gunge-Kawanishi Site, Osaka Prefecture ; Jobenoma Site, Toyama Prefecture ; Takase Site, Toyama Prefecture	
Ancient wooden writing tablets as archeological materials	147
..... Yamanaka Akira	
Wooden Writing Tablets recovered from Hachimanbayashi Site etc. in Niigata Prefecture	189
Kinoe (木上) and Kataoka (片岡)	212
Appointment and traffic of lower provincial governors	225
..... Suzuki Keiji	
Present situation and tasks of the study of Chinese wooden or bamboo writing tablets recovered from TUNGHUNG (敦煌)	241
Bulletin	

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

一九九二年十二月二十日 印刷
一九九二年十一月二十五日 発行

〒630 奈良市二条町二丁目九番一号
奈良国立文化財研究所

編集発行

木

綾村 宏 氣付
簡 学 会
会長 狩野 久

TEL (090) 341-3931
振替口座 京都 〇一五二七

京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

真 陽

TEL (075) 351-1604 社

ISSN 0912-2060

